

平成29年11月22日

三好市議会議長 様

代表議員名 木下善之



平成29年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に基づき、
別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度政務活動費収支報告書

代表議員名 木下善之

1 収入 (単位：円)

議員名	金額
平岡進治	66,221
西谷清	66,221
柿岡敏弘	66,221
木下善之	66,221

政務活動費計 264,884 円

2 支出 (単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	264,884	調査研究 東京都（11月14日～16日）
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
会議費		
要請・陳情活動費		
合計	264,884	

平成29年11月22日

三好市議会議長 様

代表議員名 木下善之 

調査研究報告書

次のとおり、調査研究を実施しましたので報告いたします。

期 間	平成29年11月14日から16日まで
出張先	東京都
出張者氏名	平岡進治、西谷清、木下善之、柿岡敏弘
調査研究 項目・概要	東京都衆議院議員会館「公共施策整備における財政措置について」 東京都参議院議員会館「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」

（経費内訳）

項 目	金 額	備 考
旅 費	256,460	1人 64,115円×4人分 (別途旅費計算書による)
交通費等		燃料代 高速代 円 駐車場代 円 自動車借上料
資料代		
土産代	8,424	
合 計	264,884	

※ 領収書を添付すること。

所感・意見等

別添のとおり

様式第5号（申し合わせ第5条関係）

旅費計算書

出張期間	平成29年11月14日から16日まで
出張先	東京都
出張者氏名	平岡進治、西谷清、木下善之、柿岡敏弘

（内 訳）

区 分		自	至	道程(km)	金額（円）	備 考
鉄 道 賃	運 賃	阿波池田駅	東京都		141,040	往復旅費、
	船 賃					
航空賃						
車 賃	高速バス					
	タクシー				10,620	都内移動(3日分)
	私用車					
宿 泊 料		夜分	四国外1人あたり上限13,100円 四国内1人あたり上限11,800円		104,800円	宿泊料116,000円の内、上限対象分 13,100円×2泊×4人
合 計					256,460円	

※交通費等(燃料代、高速道路使用料、駐車場使用料、自動車借上料)については、別途報告すること。

様式第6号 (申し合わせ第6条関係)

調査研究費支出一覧

年 月 日	支 出 内 容	金 額
H29. 11. 14～16	地方行政に係る調査研究 (14日～16日東京都)	264,884
合 計		264,884

新和会 様 + 1名 計4名分 JR旅費領収書

領収証

No.A 785010

平岡進治様

21年 11月 10日

金額				7	3	5	2	6	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但 JR券代金とす

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

現金			
小切手			
クレジット			

上記正に領収いたしました

JR 四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町

発行箇所 阿波池田駅ワーブプラザ



28.4. 3×50×1,000 (中央納)

領収証

No.A 785009

西谷清様

21年 11月 10日

金額				7	3	5	2	6	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但 JR券代金とす

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

現金			
小切手			
クレジット			

上記正に領収いたしました

JR 四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町

発行箇所 阿波池田駅ワーブプラザ



28.4. 3×50×1,000 (中央納)

領収証

No.A 785008

木下善文様

21年 11月 10日

金額				7	3	5	2	6	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但 JR券代金とす

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

現金			
小切手			
クレジット			

上記正に領収いたしました

JR 四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町

発行箇所 阿波池田駅ワーブプラザ



28.4. 3×50×1,000 (中央納)

4名分.JR旅費

領収証

No.A 785011

柿岡 敏弘 様

29 年 11 月 10 日

金額			4	3	4	2	6	0	-
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但 JR券代金として

現金			
小切手			
クレジット			

上記正に領収いたしました

JR 四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町

発行箇所 阿波池田駅ワープロプラザ



印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済



28.4. 3×50×1,000 (中央納)

1名 ¥5260 x 4名分

計 ¥21040-

領 収 書

お部屋番号 705

お名前 柿岡 敏弘 様
日付 2017/11/14

金額 ¥29,000

(内消費税等 ¥1,970)
クレジットカードにて領収いたしました。

アパホテル <半蔵門 平河町>
〒102-0093 東京都千代田区平河町
TEL 03-3556-

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂

取引番号: 022002C111424576 2017/11/14 16:43

お名前: カキオカトシヒロ様
ご人数: 1
宿泊期間: 2017/11/14 - 2017/11/16

HOTEL Wi-Fi
ID: apa-hanzomon PW: 0335567660

クレジットカードご利用明細

ご利用日 : 2017/11/14
カード番号 : 354030*****56
有効期限 : **/**
お支払方法 : 一括
承認番号 : 142737
伝票番号 : 022002-20171114164303-00127

総合計 ¥29,000

2017/11/14 16:43

領 収 書

お部屋番号 704

お名前 平岡 進治 様
日付 2017/11/14

金額 ¥29,000

(内消費税等 ¥1,970)
現金にて領収いたしました。

アパホテル <半蔵門 平河町>
〒102-0093 東京都千代田区平河町
TEL 03-3556-

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂

取引番号: 022002P111424575 2017/11/14 16:41

お名前: ヒラオカシンジ様
ご人数: 1
宿泊期間: 2017/11/14 - 2017/11/16

HOTEL Wi-Fi
ID: apa-hanzomon PW: 0335567660

宿泊費 之 領 収 書



領 収 書

お部屋番号 703

お名前 西谷 清 様
日付 2017/11/14

金額 ¥29,000

(内消費税等 ¥1,970)
現金にて領収いたしました。

アパホテル <半蔵門 平河町>
〒102-0093 東京都千代田区平河町
TEL 03-3556-

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂

取引番号: 022001P111460032 2017/11/14 16:42

お名前: ニシタニキヨシ様
ご人数: 1
宿泊期間: 2017/11/14 - 2017/11/16

HOTEL Wi-Fi
ID: apa-hanzomon PW: 0335567660



領 収 書

お部屋番号 702

お名前 木下 善之 様
日付 2017/11/14

金額 ¥29,000

(内消費税等 ¥1,970)
現金にて領収いたしました。

アパホテル <半蔵門 平河町>
〒102-0093 東京都千代田区平河町
TEL 03-3556-

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂

取引番号: 022001P111460031 2017/11/14 16:40

お名前: キノシタヨシユキ様
ご人数: 1
宿泊期間: 2017/11/14 - 2017/11/16

HOTEL Wi-Fi
ID: apa-hanzomon PW: 0335567660

29,000 x 4名

計 ¥116,000 + 11,200円 実費 (個人不組合)

政務調査費 1名 26,200 x 4名 ¥104,800 -

都内交通費 9ヶ月分

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポン・カード)
 無線番号 2223号 4
 2017年11月15日
 乗車料金 ¥1050円
 運賃料金計 ¥1050円
 計 1050円

帝都タクシーグループ
 第四松竹タクシー株式会社
 お忘れ物、お気付きの点は当社へ
 TEL03-██████████2
 タクシーのご用命は帝都無線センター
 TEL03-██████████
 GPSコード
 404-4144-334A

領収書 No010

2017年11月16日
 車番 53
 運賃 1530円
 運賃料金計 1530円
 計 1530円

お忘れ物は当社まで
 共栄交通株式会社
 TEL ██████████

2017年11月14日(火)

領収証

新和会様

¥8,424-

上記正に領収しました(消費税等 ¥624-を含みます)
 但し、として

贈品館 「ねんりん家」
 東京都千代田区丸の内
 電話番号 03-██████████ J R 東京駅改札内
 保管上のお願い
 財布等で保管いただく場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-5076-5141

>2ヶ所

総務部 desk 01.7

総務部
 内閣府 国土交通省 4212 x 2ヶ所 = 合計 8424

領収証

(チケット・カード・クーポン)
 2017年11月15日
 無線番号 3150号
 乗車料金 ¥1130円

計 1130円
 日本交通グループ
 東洋交通株式会社
 TEL ██████████
 公益財団法人 東京タクシーセンター
 TEL ██████████
 GPS)400-0145-394A

No9620

領収書

2017年 11月 15日
 ドア番号 0112
 運賃 ¥2810円

合計 ¥2810円

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、お気づきの点は、
 高砂自動車株式会社
 TEL ██████████

交通費 手回

合計 ~~7900-~~
 710620-

平成29年8月10日

三好市議会議長 山子 凱雄 様

[代表者]

木下 善之



調査研究報告書

下記のとおり、視察調査研究を行いましたので、その概要を報告いたします。

記

- 1 期間 平成29年11月14日（火）～16日（木）
- 2 参加者 平岡 進治、西谷 清、木下 善之、柿岡 敏弘 以上4名
- 3 視察先及び調査項目
 - (1) 11月14日（火）衆議院第二議員会館（15：00～16：30）
「公共施設整備における財政措置について」総務省自治財政局
 - (2) 11月15日（水）衆議院第二議員会館（10：30～12：00）
「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」内閣府地方創生推進事務局

4 調査概要

(1) 研修項目「公共施設整備における財政措置について」

[出席者] 総務省自治財政局財務調査課課長補佐、同地方債課調査係長

総務省担当者から公共施設等総合管理計画の概要についての説明。

①公共施設等総合計画策定の必要性

地方自治体においては、対応年数の過ぎた公共施設等を数多く抱えており、厳しい財政状況の中、施設全体の管理、更新が必要なるため、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な観点から総合的かつ計画的な管理が必要となる。

平成29年9月30日現在、都道府県及び指定都市については全団体が策定済み、その他の市区町村においては99.4%で策定済み。

②個別施設計画の策定

総合管理計画に基づき各施設ごとに点検・診断を行い、その結果を基に優先順位を定めた上で、施設の耐震化を含めた修繕、用途変更、他施設との集約化、廃止撤去を定める。

③公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策として、従来の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化等の推進及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を新たに追加した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設。（地方財政計画における3500億円に対応）

（所感）

三好市には1千を超える公共施設等の多くが老朽化、耐震化、維持管理などから、今後とも維持管理することは、ますます厳しくなる財政上から不可能となるため、公共施設等総合整備計画を策定しているが、早期にそれぞれの施設の現状を把握し、最終的には新たに更新、関連施設の集約、廃止等を進めていかなければならない。また新たに庁舎機能の確保に係る財源措置として公共施設等適正管理推進事業債が創設されたことは、現在進めている新庁舎整備に関連して参考となった。

（2）研修項目「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」

〔出席者〕内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、同参事官、同参事官補佐

①国の地方創生の取り組みについて

1970年代半ば以降より出生率の減少傾向が続き、40年以上人口減少が続く中、さらに東京への一極集中により地方の多くが衰退している現状を克服し、地方の創生、日本の創生を目的とする。政策の主なポイントは、「地域資源を活用した仕事の創出」、「地方大学による地域の中核的な産業の振興と人材育成」、「企業の本社機能の地方への移転」、「地域の働き方改革」、「地域と地域の連携推進」などを総合的に進める。（詳細については添付資料のとおり）

（所感）

遊休資産を活用した、空き店舗の活用等による商業活性化や、現在進めているサテライトオフィス誘致の促進や古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりなど、本市において今後とも進めていく必要がある。そのためにも地域創生推進交付金等を積極的に活用した取り組みが重要と考える。財政状況はますます厳しくなる状況下で、限られた財源を有効活用し地域の活性化につながる体制構築は急務であり、今後の議員活動においても調査研究を深めなければならないと感じた

総務省自治財政局地方債課

調整係長 西 林 幸 泰



総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代表電話 ○三二五二五三一五二一
直通電話 ○三二五二五三一五二九
FAX ○三二五二五三一五六二九
E-mail: k.nishiyashiki@soumu.go.jp

総務省自治財政局 財務調査課

課長補佐 大 宅 千 明



総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代表電話 ○三二五二五三一五二一
直通電話 ○三二五二五三一五二九
FAX ○三二五二五三一五六二九
E-mail: c.ohya@soumu.go.jp

今こそ
地方
創生!

〒100
8968

東京都千代田区永田町一-六-1
中央合同庁舎八号館七階
直通 (03)(六二五七)一四〇四
E-mail: koshimi.yamanazaki.st@cas.go.jp

山崎 俊 巳

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
事務局次長 (内閣審議官)

内閣官房

まち・ひと・しごと創生本部事務局

つき しま あきら
参事官 築 島 明

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
合同庁舎8号館7階

電話 (03)5253-2111 内線 37159

直通 (03)6257-1413

E-mail: akira.tsukishima.m7j@cas.go.jp



内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府 地方創生推進事務局

内閣府

参事官補佐

後藤 靖博

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府本府庁舎

TEL 03-3581-4212 FAX 03-3581-5536

E-mail: yasuhiko.goto.z8s@cao.go.jp

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える
- 一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定

(平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの削減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PEFの活用
- 将来のまちづくりを先取りした検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

個別施設計画の策定

(「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※平成32年度までに策定

＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

- ※ 維持管理・更新等に係る対策
次回の点検・修繕・更新・更新の機会を捉えた機能転換・用途変更・複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画)【国】
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画

※「基本計画」より抜粋

行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画

※平成32年度頃までの策定を目標

(行動計画)

【国】

各省庁が策定
(平成28年度までに策定)

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画)

【地方】

公共施設等
総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。
(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成29年9月30日現在）

○ 平成29年9月30日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.4%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,710	99.4%	1,777	99.4%
未策定	0	0.0%	0	0.0%	11	0.6%	11	0.6%
	内訳	策定予定時完了	0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%
		H29年度 H30年度以降	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※「%」表示については、表示単位未滿を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成28年4月1日時点において策定されている全団体分をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等	公共施設等総合管理計画記載事項												
	都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・修繕・更新等にかかる経費			内容			
				区分	年数		現状	今後の推計	記載				
○	○	○	平成27年度	11年～20年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 約3,700km	有	直近5年平均で 120億円/年	有	試算期間40年の場合、 年平均で160億円	無	公共施設の数、延床面積等に 関する目標・トータルコストの縮減、 平準化等に関する目標 【基本目標】 計画的な維持管理・更新に取り組み、 財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	
○	○	△	平成27年度	11年～20年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路：1,400km、 橋りょう：7.0km、 上水管路：900km、 下水管路：800km など	有	直近平均 約90億円/年 (インフラ系5年平均、 公共建築物8年平均の 合算)	有	【現状のまま】 約120億円/年 【対策後】 約90億円/年	有	【ハコモノ施設】 ①40年間で延床面積の20%を削減 ②長寿命化・安全の確保 ③集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】 ①維持管理費用の削減 ②長寿命化・安全の確保 ③計画的な新規整備の推進	
○	○	×	平成27年度	20年超	40年	【ハコモノ施設】 約80.0万㎡	有	年間約50億円	有	40年間(平成28年度～平成68年度)の年平均額で 約100億円	無	【公共施設】 現在の総量を最大とし、廃止・複合化・ 多機能化等の検討を進める 【インフラ】 現状維持を基本	
○	○	○											

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

個別施設計画の記載事項について

(※平成25年11月インフラ長寿命化基本計画より抜粋)

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

(記載事項)

①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

公共施設等の適正管理の推進

背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、従来の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設最適化事業費 (2,000億円)

(対象事業) ①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費 (3,500億円)

(対象事業)

- ①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業
- ④長寿命化事業

【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

⑤立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

⑥市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

(事業期間) 平成29年度～平成33年度(5年間)

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度(4年間)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業により増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円

公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、従来の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率:90%
(従前75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延ばさせる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

① 集約化・複合化事業について

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間：平成29年度～平成33年度

対象

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総管理計画、個別施設計画に基づいて行われること
- ② 公共施設の集約化事業及び複合化事業であること
- ③ 全体として延床面積が減少すること

留意事項

- 既存施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- 公用施設(庁舎等)や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象外。
- 国庫補助を受けて実施する公共施設の集約化事業又は複合化事業についても対象となる。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業及び複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- 対象施設と対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- 公共施設最適化事業により統合を行う施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

② 転用事業について

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入

期間：平成29年度～平成33年度

対象

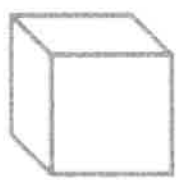

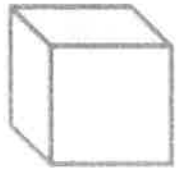


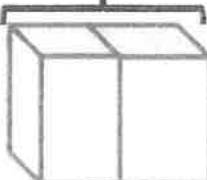
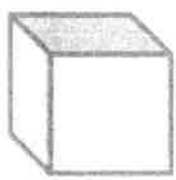

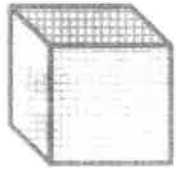


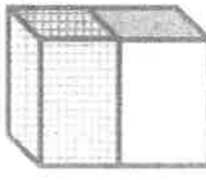
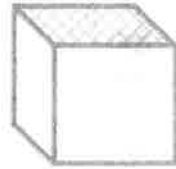

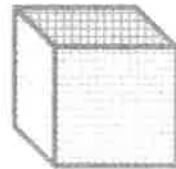
以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づいて行われること
- ② 既存の公共施設等の転用事業であること

留意事項

- 施設を増改築する場合等、転用事業により施設の延床面積が増加する場合は、転用前の施設の改修部分に限り対象となる(増築部分は対象外)。
- 転用後の施設が公用施設(庁舎等)や公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外。
- 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。

公共施設等の最適配置の推進に資する事業（基本イメージ）

	事業実施前	事業実施後	説明
<p>集約化 事業</p>	<p>  公民館A (延床面積:200)   公民館B (延床面積:200)   廃止  公民館 集約化後施設 (延床面積:350) </p>	<p> 既存の同種の公共施設を <u>統合し、一体の施設として</u> <u>整備する</u> </p>	
<p>複合化 事業</p>	<p>  保育所A (延床面積:200)   高齢者施設B (延床面積:200)   廃止  高齢者 施設 保育所 複合施設 (延床面積:350) </p>	<p> 既存の異なる種類の公共 <u>施設を統合し、これらの</u> <u>施設の機能を有した複合</u> <u>施設を整備する。</u> </p>	
<p>転用 事業</p>	<p>  学校A   高齢者施設 </p>	<p> 既存の公共施設を改修し、 <u>他の施設として利用する</u> </p>	

③ 除却事業について

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%（平成28年度までは75%）

交付税措置：なし（資金手当）

期間：平成26年度以降の当分の間

利活用（売払）受給

対象

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画に基づいて行われること（個別施設計画は不要）
- ② 公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却であること

留意事項

- 公営企業に係るものを除く。
- 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

④-1 公共用建物の長寿命化事業について

- 公共施設の計画的な管理を進める中で、維持管理・更新等にかかる財政負担を軽減・平準化するためには、既存の施設をできる限り長く活用する「長寿命化」を図ることが、施設の統廃合によるダウンサイジングや、他用途への転用による有効活用と並んで、有効な手段と考えられる。
- 平成28年度末までに、ほとんどの自治体で公共施設等総合管理計画の策定が完了し、今後、個別の施設に係る事業が具体化していくと見込まれることを踏まえ、現行の公共施設の集約化・複合化事業や転用事業に加え、新たに公共施設の長寿命化改修についても、地方債措置を講じる。

【対象事業】

- ① 施設の使用目標年数を、法定耐用年数を超えて延ばすことを目的とする施設^{※1}の改修事業^{※2}
(^{※1} 施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
(^{※2} 義務教育施設に対する大規模改修事業を除く。)
- ② 対象施設は公共用建物とし、公用建物・公営住宅等は対象外とする

【要件】

- ① 当該施設の管理に係る計画(個別施設計画)が定められ、法定耐用年数を超える使用目標年数が設定されていること
- ② 法定耐用年数を超えて使用するために必要な事業であることが個別施設計画に明らかにされていること
- ③ 原則として施設の床面積が増加しないこと
(床面積増加を伴う施設改修の場合は、改修前の床面積相当で按分した事業費を起債対象事業費とする。)

【措置内容】 充当率 90% / 交付税算入率 30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで

4-2 社会基盤施設等の長寿命化事業について

- 公共施設の計画的な管理を進める中で、社会基盤施設等の老朽化対策が課題となっていることを踏まえ、国庫補助事業を補完する地方単独事業について、地方財政措置を拡充する。

※いずれも適債事業に限る

社会基盤施設(インフラ)

【対象事業】

- 道路
 - ・ 一般国道、都道府県道及び市町村道に係る老朽化対策
(対象事業例) ・ 舗装の表層に係る補修(切削、オーバーレイ、路上再生等)
・ 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵等)の補修・更新
- 農業水利施設(水路・機場(ポンプ)、ため池等)
 - ・ 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設に係る老朽化対策

【要件】

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【措置内容】 公共施設等適正管理推進事業債 充当率 90% / 交付税算入率 30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで

学校施設

【対象事業】 義務教育施設(小中学校、特別支援学校の小・中学部)に係る大規模改造事業※

※ 原則建築後15年程度を経過した施設に係る改造事業(事業費は原則2,000万円以上)

【措置内容】 学校施設等整備事業債 充当率75% / 交付税算入率 50% (現行:30%)

⑤ 立地適正化事業について

基本的な考え方

- 人口減少を迎える中であっても、地域社会の活力と魅力を維持・向上させるためには、コンパクトシティの形成によって人の居住や生活サービス施設を集約化し、持続可能な都市構造を実現する取組が重要。
- 平成26年8月の都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画の制度創設から2年以上が経過し、今年度中におよそ100団体が計画を作成・公表予定であり、平成29年度以降、地方団体の取組は政策実行段階に移行。
⇒ コンパクトシティ形成に資する事業について、省庁横断的な支援の重点化に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

②コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成32年までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。(中略)
また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。

地方財政措置「公共施設等適正管理推進事業債」

- 平成29年度地方財政対策において、公共施設等の適正管理を図るために創設される「公共施設等適正管理推進事業債」の中に、コンパクトシティの推進を図る観点から、「立地適正化事業」を設け、新たに地方財政措置を講じる。

【対象事業】 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(*) 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率高上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで(5年間)

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

7/20研究

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならぬことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

県へ申請する様式は同一表

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業
 ※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

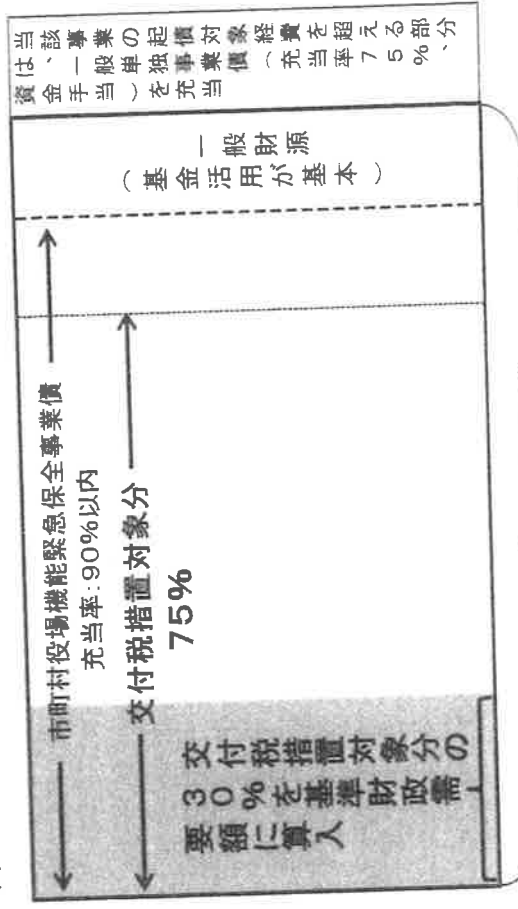
2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内
- (2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

<イメージ>



4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)

5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積
 ※ 標準面積：入居職員数 × 35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積

※ 用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応



地方創生の取組について



平成29年11月15日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

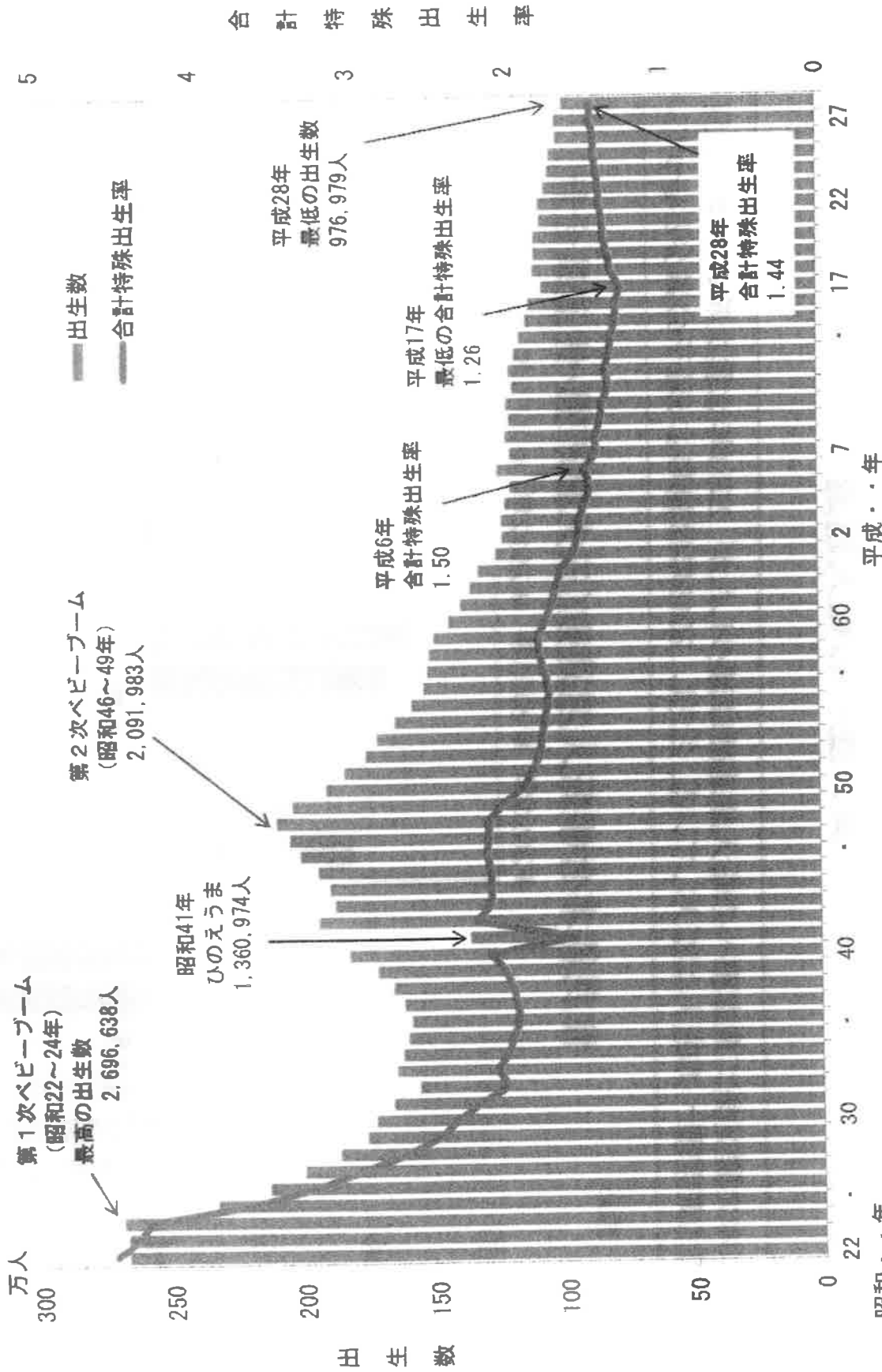
参事官 築島 明

目次

- 人口の動向、地方創生の必要性 ……P1
- 国の「長期ビジョン」、「総合戦略」 ……P9
- 政策パッケージの主なポイント ……P13
 - ① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - ② 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- 地方への支援(情報・人材・財政) ……P36

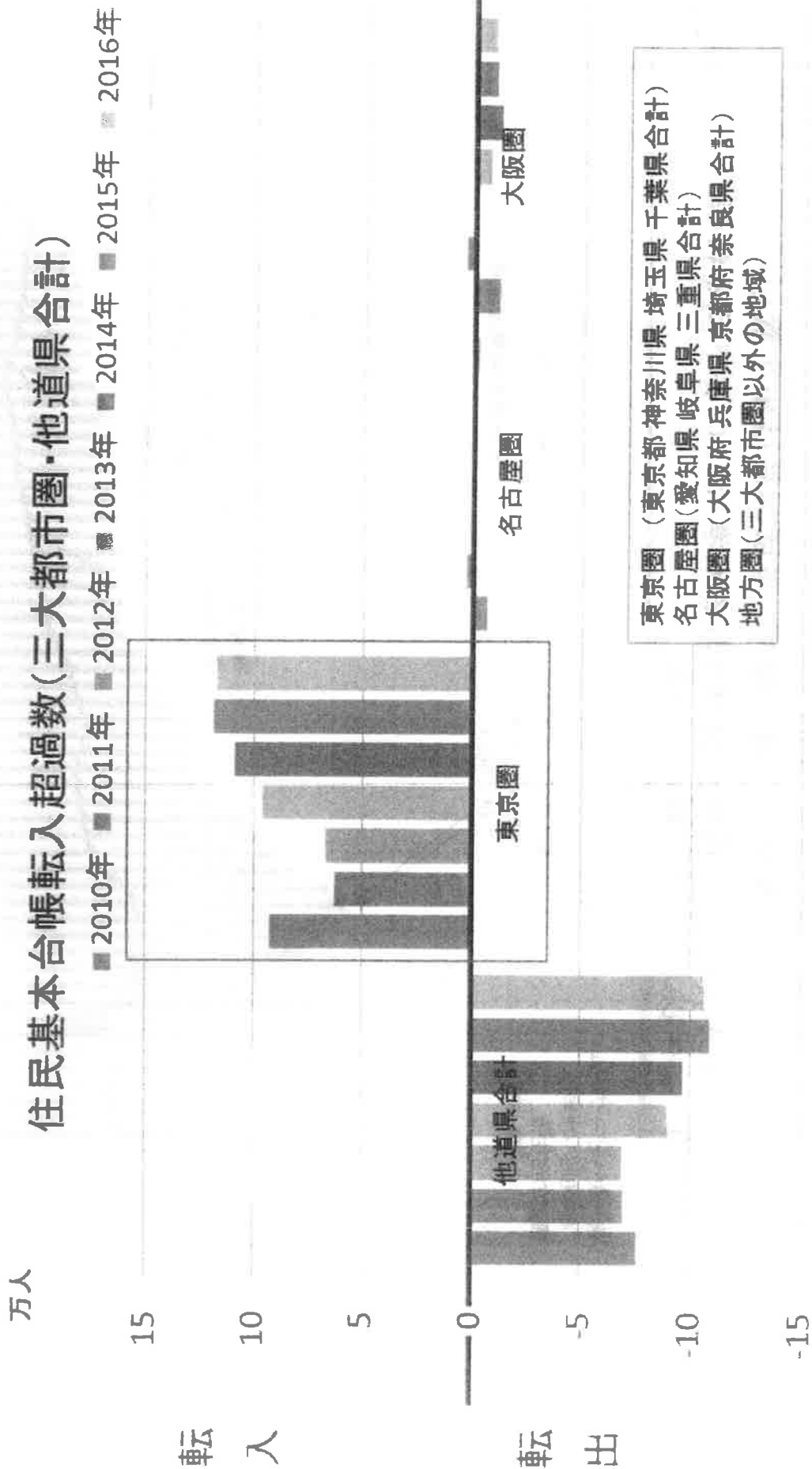
日本の出生率・出生数の推移

出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。平成28年は出生数が100万人を切った。
 合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1974年(昭和49年)の2.05以降、40年以上にわたり続いている。



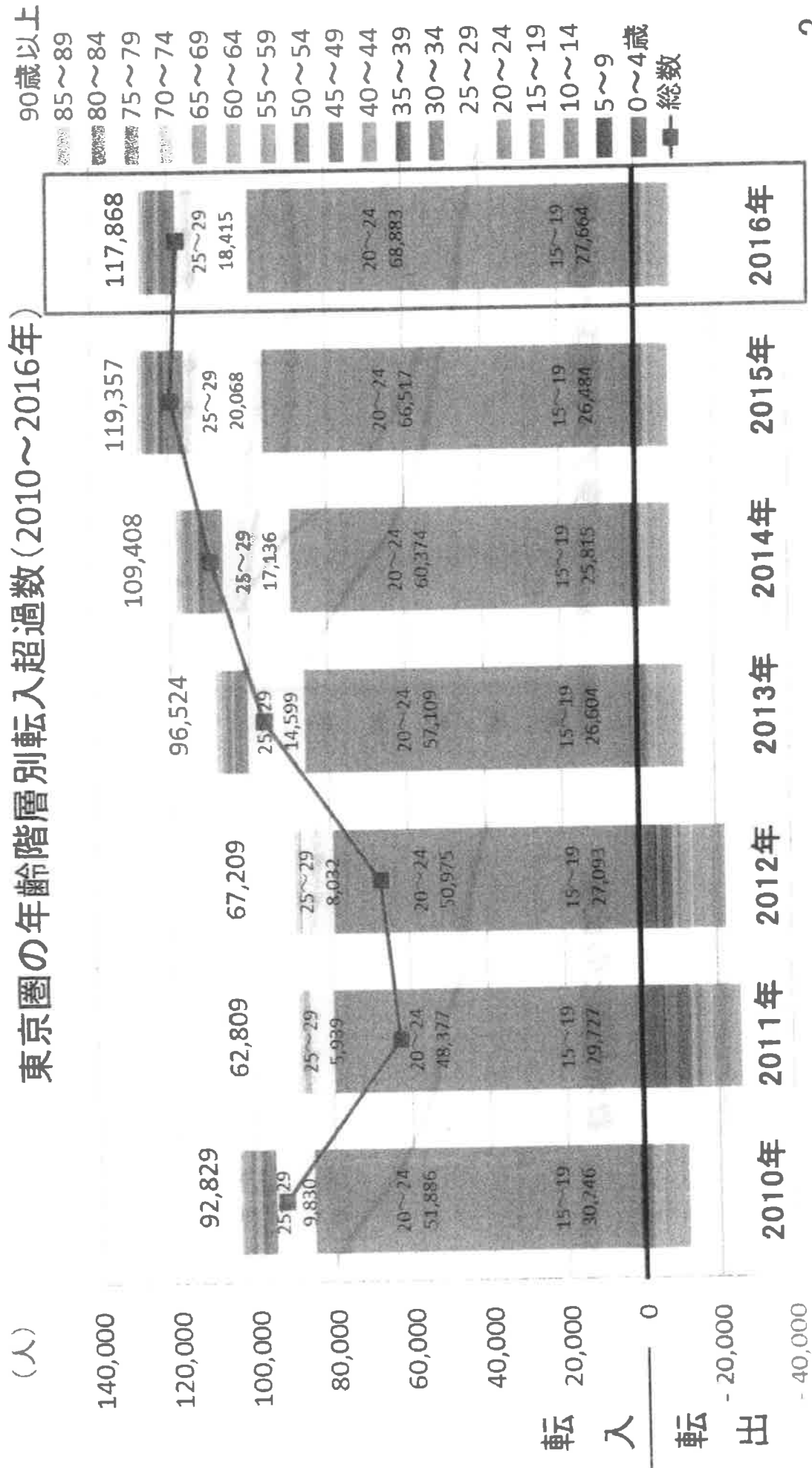
東京圏への転入超過

○ 東日本大震災後に東京圏への転入超過数は減少したが、2013年は震災前の水準を上回っており、その後も東京圏への転入は拡大している。ただし、2016年は前年より若干の減少となっている。



東京圏への転入超過数（2010年～2016年、年齢階級別）

○ 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる。

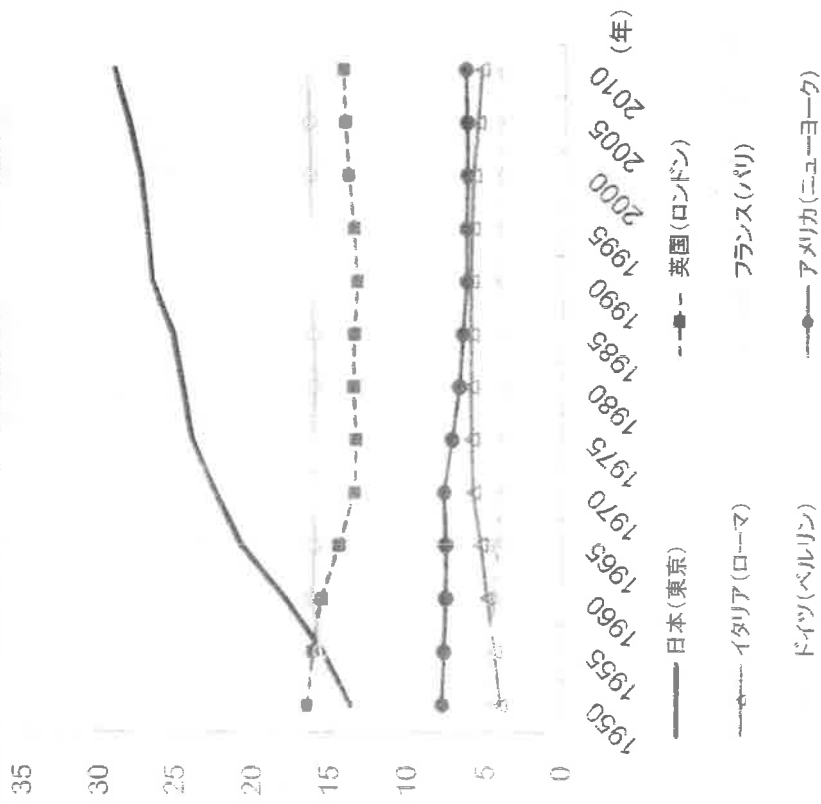


資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年～2016年）

世界的にも例の少ない東京一極集中

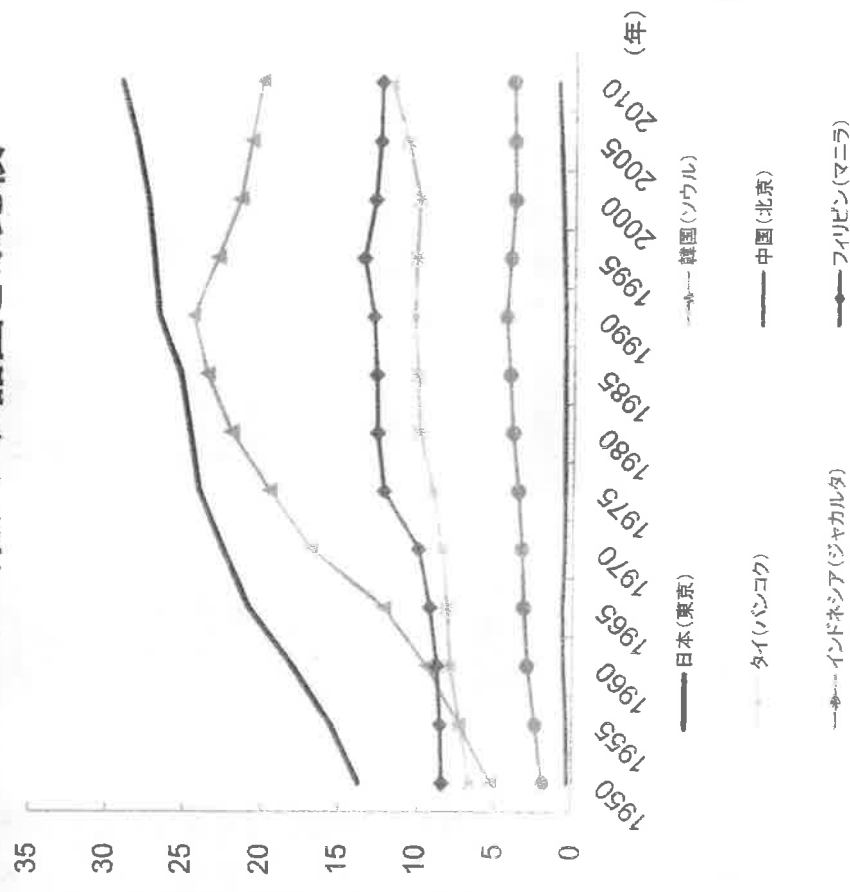
欧米諸国との比較

(首都圏人口/総人口、%)



東アジア諸国との比較

(首都圏人口/総人口、%)



(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。

(注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。

日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

○ 東京圏においては、過度の人口の集中により、通勤時間が長い、住宅面積が狭い、待機児童が多い、といった課題を抱えている。

一日当たりの通勤等時間

都道府県	時間(分)	都道府県	時間(分)
宮崎	49	山梨	60
島根	51	長崎	60
鳥取	52	徳島	62
福井	53	群馬	64
大分	53	三重	67
愛媛	53	岡山	67
新潟	54	栃木	67
青森	55	岐阜	68
山形	55	福岡	68
高知	55	滋賀	68
鹿児島	55	広島	69
山口	55	和歌山	70
熊本	56	宮城	71
秋田	56	茨城	72
石川	56	愛知	74
長野	56	京都	77
香川	57	大阪	80
北海道	57	兵庫	84
沖縄	58	奈良	89
岩手	58	東京	93
佐賀	58	埼玉	96
福島	59	千葉	98
静岡	59	神奈川	104
富山	60	平均	65

※社会生活基本調査より作成

一住宅当たり延べ面積(持家)

都道府県	面積(m ²)	都道府県	面積(m ²)
富山	177.03	静岡	131.66
福井	173.29	茨城	131.13
山形	168.01	山口	129.40
石川	162.51	熊本	129.26
秋田	162.04	和歌山	128.78
新潟	161.50	愛知	127.94
島根	159.22	愛媛	127.56
鳥取	156.46	大分	127.35
岩手	154.60	広島	125.16
長野	154.37	長崎	123.66
青森	150.10	北海道	121.53
岐阜	148.23	宮崎	120.11
滋賀	147.43	福岡	119.10
福島	146.37	兵庫	118.56
佐賀	144.97	高知	118.28
岡山	140.01	京都	114.30
山梨	138.86	千葉	110.29
香川	138.31	鹿児島	109.54
徳島	138.05	埼玉	106.96
三重	136.36	沖縄	104.28
栃木	134.24	大阪	101.58
宮城	133.85	神奈川	98.60
群馬	133.08	東京	90.68
奈良	132.03	平均	122.32

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

保育所待機児童数

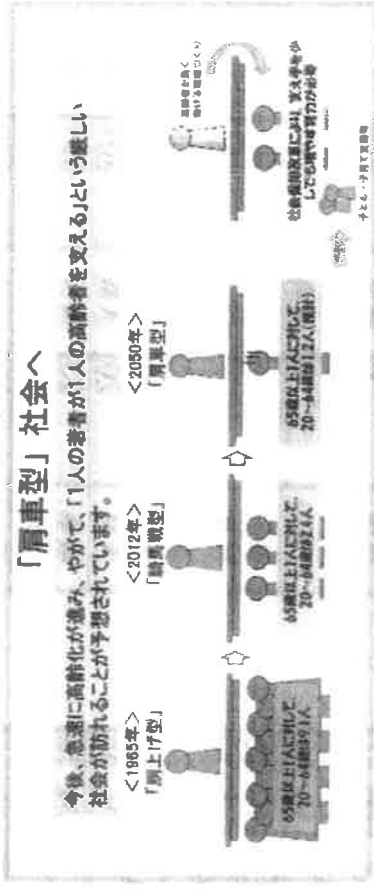
都道府県	児童数(人)	都道府県	児童数(人)
青森	0	徳島	60
山形	0	京都	64
新潟	0	山口	65
富山	0	三重	101
石川	0	栃木	126
福井	0	鹿児島	144
山梨	0	奈良	175
長野	0	静岡	189
鳥取	0	岩手	194
広島	0	愛知	202
高知	0	熊本	233
宮崎	0	滋賀	339
香川	3	茨城	382
和歌山	4	福島	398
長崎	4	宮城	425
群馬	5	神奈川	465
愛媛	16	兵庫	715
佐賀	18	福岡	797
大分	20	大阪	801
岐阜	23	埼玉	897
秋田	33	千葉	1,246
岡山	35	沖縄	1,977
島根	38	東京	8,327
北海道	46	合計	18,567

※保育所等関連状況取りまとめ
(2016年4月1日・厚生労働省)より作成

地方創生の必要性

人口減少社会が経済社会に与える影響

- 社会保障などの持続可能性が困難に
 - ・ 働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響
- 中山間地域等の活力低下
- 東京圏は、当面高齢者が急増
 - ・ 医療・介護の確保
 - ・ 若者雇用者の東京圏への吸収



2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



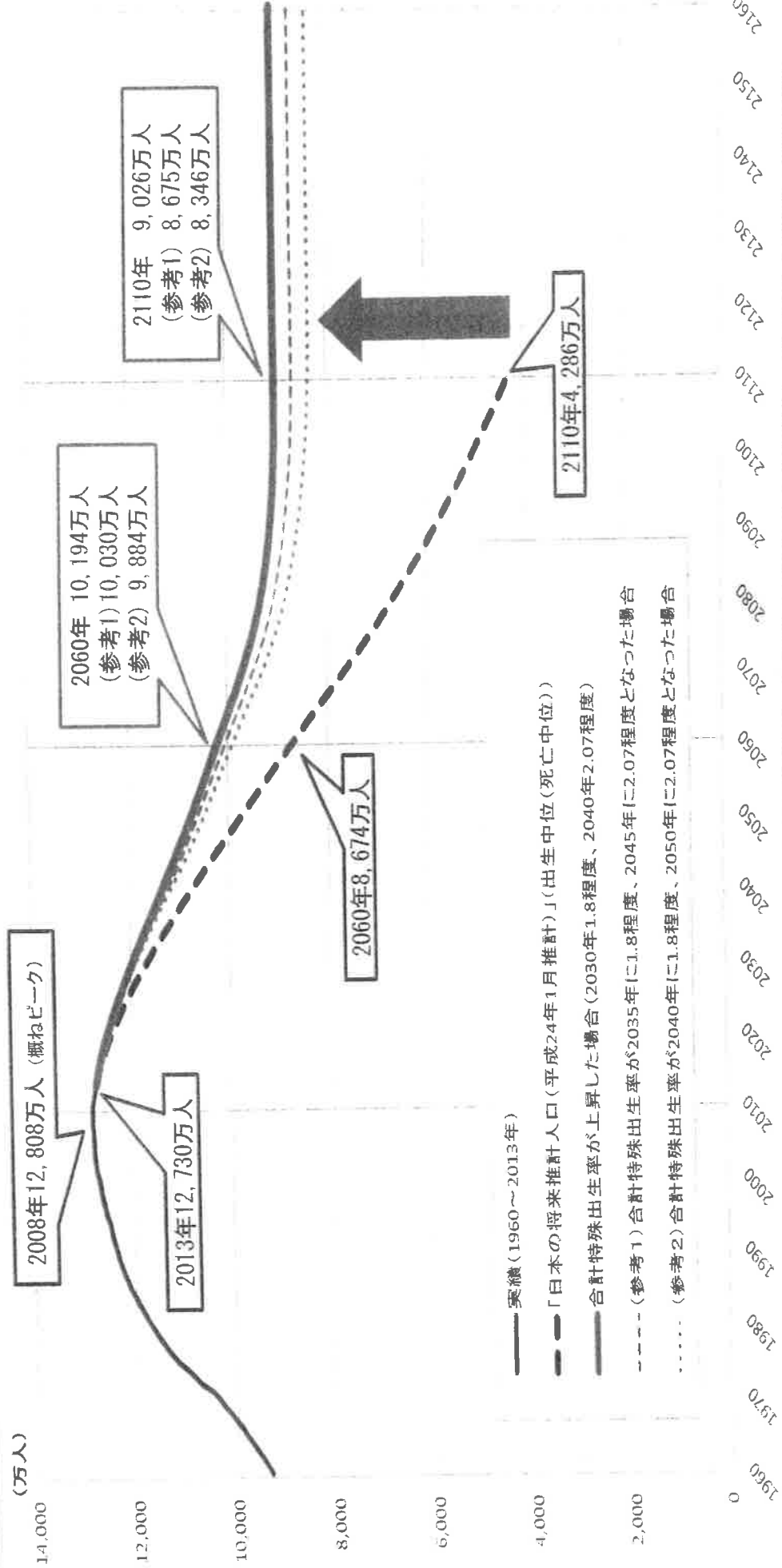
◇このままでは、地方の多くが衰退し、いずれ日本全体も衰退するおそれ



『人口減少』を克服し、地方の創生、日本の創生を目指す

我が国の人口の推移と長期的な見通し

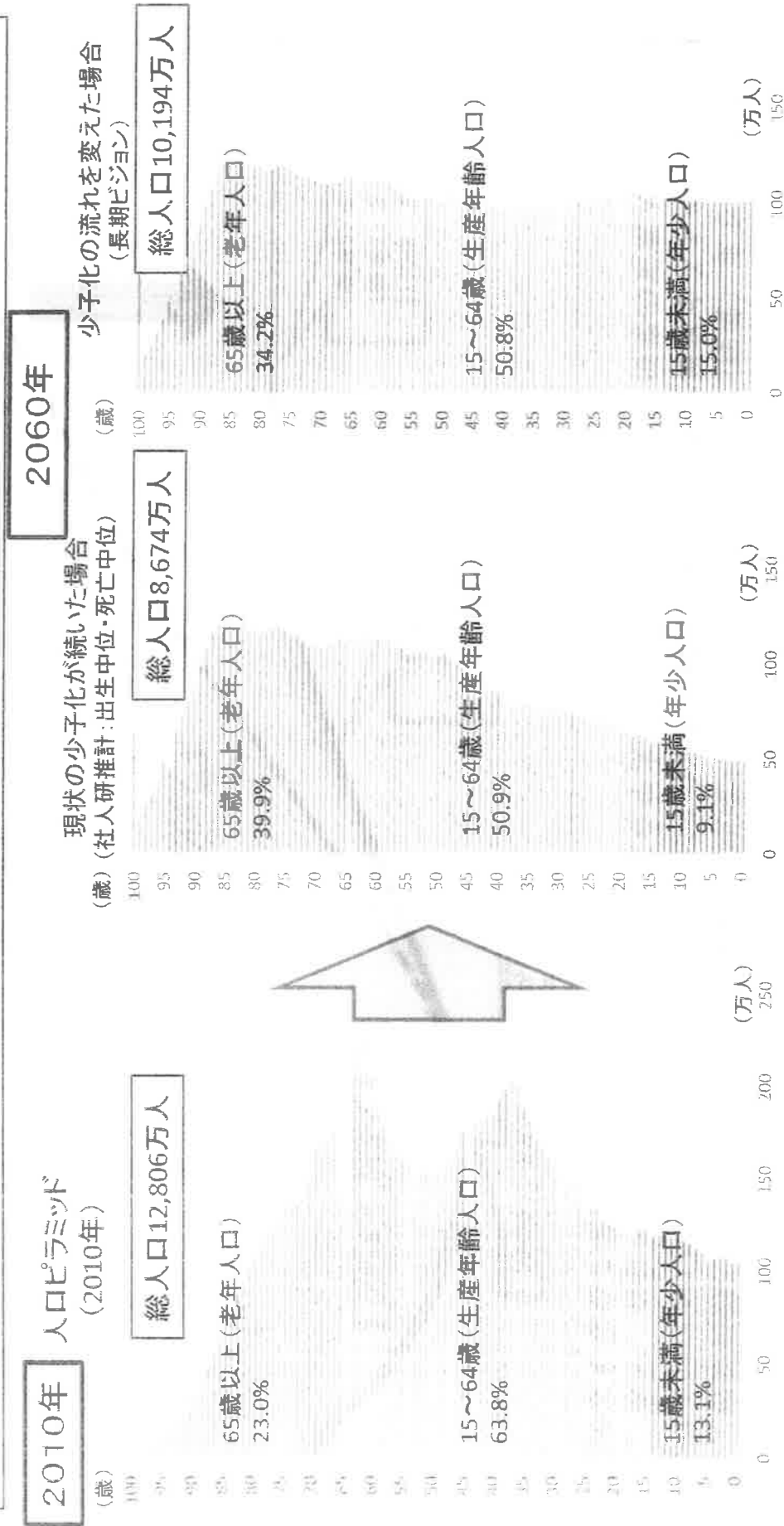
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年1.8程度、2040年に1.7程度(2020年には1.6程度)となった場合」となっている。

人口の安定化と人口構造の「若返り」

- 現状の少子化が続けば、人口構造は高齢者部分が大きく膨らみ、高齢化率は現在の23%から2060年に約4割に(社人研推計)。さらに、2110年には総人口は5000万人を下回り、高齢化率は4割を超える。1911年(明治43年)頃の日本は、同様に5000万人程度の人口だったが、この当時の高齢化率は5%程度であり、人口構造が大きく異なる
- 少子化の流れを変え、人口減少に歯止めをかけることで、人口規模は安定的に推移し、年齢構成が「若返り」、年少人口比率が上昇(長期ビジョン)



※100歳以上は合計人数を計上。
 ※長期ビジョンの合計特殊出生率は2030年1.8程度、2040年2.07程度。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

- ※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
- まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長(予定)：内閣官房長官 地方創生担当大臣
- 本部長：上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定) (第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

勘案

勘案

勘案

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

○基本的視点

1. 「東京一極集中」を是正する
2. 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
3. 地域の特性に即して地域課題を解決する

○好循環の確立

- ・ 地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立
- ・ その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出す

○政策の企画・実行に当たっての基本方針

- 1 従来の政策の検証
 - (1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
 - (2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
 - (3) 効果検証を伴わない「バラマキ」
 - (4) 地域に浸透しない「表面的」な施策
 - (5) 「短期的な」成果を求める施策

2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則（抄）

- (1) 自立性・・・各施策が、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようにする
- (2) 将来性・・・地方が自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く
- (3) 地域性・・・国による画一的手法や縦割りの支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援する
- (4) 直接性・・・ひとの移転・しごとの創出やまちづくりに直接的に支援する施策を集中的に実施する
- (5) 結果重視・・・明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生
2050年を期す

◎2060年に1億人程度の人口を維持

・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率) = 1.8

基本目標(成果指標、2020年)

地方の「平均所得の向上」による「しごととひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:91.0%(2015年))
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
(71.6%(2015年))

② 地方への新しいひととの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増
- 現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考ええる人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95% :93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村(1市町村(2016年))
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存在する当該施設数に到達し、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に對して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.6%(2015年度)
- (地方中核都市圏) 81.7% :79.1%(2015年度)
- (地方都市圏) 41.6% :38.7%(2015年度)
- ◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件
(13件(2016年9月末時点))

主要施策とKPI

〇農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 :5.1兆円(2014年度)
- ・農林水産物等輸出額1兆円 :7,451億円(2015年)

〇観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額8兆円 :3兆1,000億円(2014年)

〇地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・3年間で2,000社支援
- ・ローカルベンチャーファンド等、地域中核企業支援の民間公募
- ・5年間で1,000社(両側併)
- ・雇用数8万人創出 :16万人(2015年度)

〇地方移住の推進

- ・年間移住あわせ件数11,000件 :約7,600件(2015年度)
- 〇企業の地方拠点機能強化
- ・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件*
- ・雇用者数4万人増加 :11,580人*

〇地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36% :32.2%(2016年度)

〇若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)

〇妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズが高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)

〇働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

〇「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」の形成数 100か所 :722か所(2016年度)
- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 :1,650団体(2015年度)

〇「連携中核都市圏」の形成

- ・連携中核都市圏の形成数 30圏域 :17圏域(2016年10月)

〇既存ストックのマネージメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模2兆円 :1兆1,000億(2013年)

主要施策

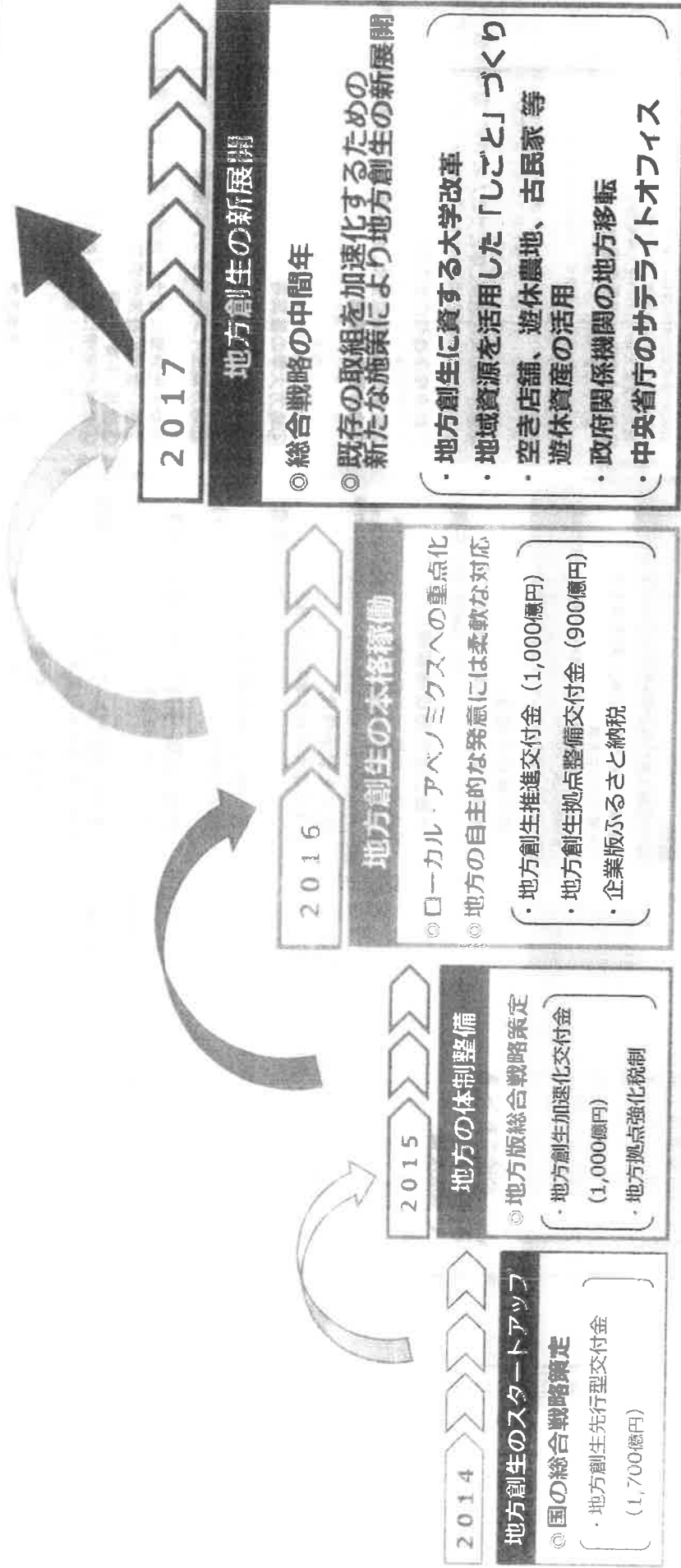
- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技術的国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランド化)、地域の高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・事業成長を促進するための成長力向上に活用する実証的取組
・地域経済を牽引する地域未来基盤事業を支援するため、法的枠組みを拡げ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本DMO(観光振興法人)等の連携による観光振興の取組
・DMOの運営的な役割の分担
・観光客の誘致、観光客の滞在期間の延長、観光客の消費の喚起
・観光客の誘致、観光客の滞在期間の延長、観光客の消費の喚起
- ③農林水産業の成長産業化
・「農林水産物、食料・飼料の供給」を政府が担い、流通・加工・販売の改革、生産流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出競争力の向上
・輸出競争力の向上
・加工・流通の改革、生産流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出競争力の向上
- ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ①政府関係機関の地方移転
・政府関係機関の地方移転、サテライトオフィスの可能性の検討
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
・子どもたちを含めた都市と農村間の交流の推進、農泊、1生計青年のまち(日本版CURE)の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
- ④地方大学の復興等
・地方大学の復興、地方における雇用創出、東部の大学新設後の抑留、地方移転の促進等の検討
- ⑤地方創生インテナーシッピングの推進

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
- ③出産・子育て支援
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
・地域働き方改革会議(若年労働者の働き方改革)の推進(包括的支援)・アウトリーチ(支援)「地方労働・自立支援協議会」の取組等
- ⑤まちづくり・地域連携
・まちづくり・地域連携
・「アクティブ・シティング」等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し
- ⑥「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域運営組織の持続(65歳以上の高齢者のための農協や協会の連携、地域型組織の活性化)による住民生活の向上
- ⑦東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- ⑧住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ⑨ふるさとづくりの推進
- ⑩健康寿命をのばし生産現場で過ごせるまちづくりの推進
- ⑪温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



◎主な基本目標・KPI (2020年目標)

- 「しごと」をつくる
 - 若者雇用創出数 (地方) 5年間で30万人
 - 9.8万人創出
 - 農林水産業6次産業化市場規模 10兆円
 - 4.7兆円 (2013年)
 - 5.1兆円 (2014年)

- 「ひと」の流れを変える
 - 地方・東京圏の転出入均衡
 - 東京圏年間転入超過 10万人 (2013年)
 - 12万人 (2016年)

- 結婚・子育ての希望実現
 - 合計特殊出生率
 - 1.43 (2013年)
 - 1.45 (2015年)
 - 第1子出産前後の女性継続就業率 55%
 - 38.0% (2010年)
 - 53.1% (2015年)

- 「まち」をつくる
 - 「小さな拠点」の地域運営組織形成数 3,000団体
 - 1,656団体 (2014年)
 - 3,071団体 (2016年)
 - 立地適正化計画を作成する市町村数 150都市
 - 100都市 (2016年度末)

政策パッケージの主なポイント

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・ 一次産品、観光資源、スポーツ資源、海外でも優位性を持つ技術等地域資源を活用した「しごと」の創出
- ・ 空き店舗活用のため、地方創生推進交付金を含む関係府省の重点支援、固定資産税特例の解除措置等の仕組みの検討
- ・ 「地域未来投資促進法」を活用し、地域経済牽引事業に予算・税制・金融・規制緩和等の政策ツールを集中投入
- ・ 近未来技術等の実装による地方創生のため、革新的で先進性と横展開可能性の最も優れた施策をパッケージで支援
- ・ シェアリングエコノミーを活用した新しい生活産業の実装による地域経済の活性化等

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 産官学連携の下で、地方大学による地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等に向けた優れたプロジェクトに対する重点的な支援、東京（23区）の大学の学部・学科の新増設の抑制など、地方創生に資する大学改革
- ・ 地方創生インタナショナルシップについて、受入れプログラム開発支援、地方と東京圏の大学との連携方策等を検討
- ・ 東京から地方への企業の本社機能移転等を加速するための施策について検討
- ・ 文化庁等の中央省庁の移転、地域イノベーションの実現・研究成果の地域産業への波及等に向けた研究機関等の地方移転
- ・ 中央省庁の業務のうち、地方公共団体へのアウトリーチ支援業務等について、地方でのサテライトオフィスの試行
- ・ 地方生活の魅力についての効果的・戦略的な発信の在り方等について検討、好事例の収集・発信・横展開
- ・ 「生涯活躍のまち形成支援チーム」の対象地方公共団体の拡大

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 地域働き方改革会議の取組支援
- ・ 企業の働き方改革が生産性向上等につながることを示す事例集、働き方改革アドバイザーの育成プログラムの提供

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ エリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討、活動の底上げ・横展開
- ・ 地方創生に資する不動産流動化・証券化に関する事例集等を取りまとめ
- ・ 「スマート・プランニング」について、都市での検証を通じ、システムの高度化を図る
- ・ 「田園回帰」の促進や人材・情報交流のプラットフォームづくりを通じた「小さな拠点」の形成の推進

地域資源を活用した「しごと」づくり

一次産品や観光資源、スポーツ資源、ものづくり技術など、優れた地域資源を活用した魅力あふれる「しごと」の創出を進める。

以下のような具体的施策に対し、「しごと」づくりへの挑戦を地方創生推進交付金等により支援する。

ローカル・ブランディング（地域の魅力のブランド化）

- ▶ 民間投資を呼び込む先導的地域商社事業の開始・拡大
- ▶ 日本版DMOを核とした「稼ぐ力」のある観光地域づくり
- ▶ 地域の農林水産物・食品の輸出拡大および世界への魅力発信



冷感補助装置を活用したブランド仕掛け（島根県海士町）

ローカル・イノベーション（地域の技の国際化）

- ▶ 地域の中核企業候補等が取り組もうとする先導的プロジェクトに対するグローバル・ネットワーク協議会※1等による事業化戦略・販路開拓支援



農業繊維市場作りの一環を担う小松精練の「In bo」（石川県小松市）

ローカル・サービス生産性の向上（地域のしごとの高度化）

- ▶ スポーツを核にエリア集中的な投資を促す「スポーツまちづくり」
- ▶ サービス生産性向上に向けた各種取組※2への支援



©民間投資銀行
スポーツ資源を中核としたまちづくり

※1 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した推進組織。
※2 サービス大賞等を通じた先進事例の普及、サービス人材の育成、サービス生産性向上に取組む自治体の連携促進等
※3 補助金依存体質に陥らないよう、社会性と事業性の両立を目指し、明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって民間の資金を呼び込む持続可能な社会的事業を開発・実施する事業者

地域経済を牽引する事業への投資促進

ソーシャルベンチャー※3の活用促進

プロフェッショナル人材の獲得支援

空き店舗、遊休農地、古民家等遊休資産の活用

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図る。

① 空き店舗の活用等による商業活性化

- ・ 空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討し、年内に結論を得る。

② 遊休農地の活用

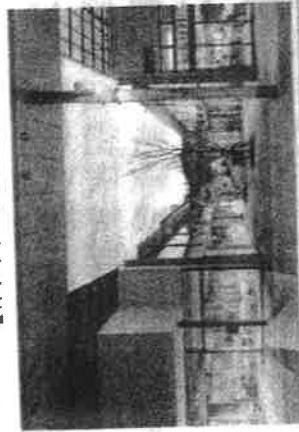
- ・ 既存施策に加え、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律を活用し、優良農地を確保しつつ、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの立地・導入を促進し、地方創生に資する取組に地方創生推進交付金等も活用することで、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進する。

③ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- ・ 「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティング、料理人等の人材育成に取り組み、地方公共団体やDMO等への情報提供や支援、海外への情報発信を行う。あわせて、金融・公的支援のほか、規制・制度の改善を進める。
- ・ 2020年までに全国200地域での取組を目指す。

遊休資産を活用した特徴的な事例

【油津商店街（宮崎県日南市）】



「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。平成29年6月末現在、29店舗がオープンし、商店街を再生。

【篠山城下町（兵庫県篠山市）】



篠山城下町において、国家戦略特区を活用し、4つの古民家を1つのホテルとして面的に利用した斬新な手法により古民家を再生。その結果、20名以上の移住者、50名近くの雇用を創出。

地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進

- ・ 成長性の高い分野に挑戦することで高い付加価値を創出し、域内に経済波及効果をもたらすことにより地域経済を牽引する事業を促進し、地域中核企業を軸として地域経済の発展を目指す。
- ・ 具体的には「地域未来投資促進法」を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等の政策ツールを集中投入することで、今後3年で、2,000社程度を集中的に支援することを旨す。

【地域の特性を活かした成長分野における取り組み事例】

観光 インバウンド観光による温泉地の再興（長野県山之内町）



「野生の猿／温泉／雪」が一つに収まる絵を求め急増する外国人旅行者に対応するため、地元まちづくり会社と地銀とREVICによるファンドから資金供給し、温泉街の空き店舗や廃業旅館をリノベーション。

地域
商社

地域商社によるアジア圏への農水産物輸出支援（福岡県福岡市）



民間共同出資で設立した地域商社が、CAコンテナによる海上輸送や現地小売業者との直接取引により、農産物の鮮度保持と低価格化を実現。アジア圏に近いという地域特性を生かし、海外展開に成功。

近未来技術等の実装

地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、

- ・ 地方創生推進交付金（内閣府）
 - ・ 地域経済循環創造事業交付金（総務省）
 - ・ 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

新しい生活産業の実装

新しい生活産業の実装等による地域経済の活性化等のため、

- ・ シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣
 - ・ 民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組みの本年度中の整備
- 等を進め、モデルとなるシェアリングエコノミー活用事例を本年度中に少なくとも30地域で創出することを旨す。

また、抽出されたベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、横展開・普及啓発を進める。

地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興 → 地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転 → 東京の一極集中の是正

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる（スクラップ・アンド・ビルドの徹底）。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。

取組事例

- ◆ 富山県
産学官コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等の研究開発
- ◆ 北九州市
理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等の共同研究を実施



富山県薬事研究所



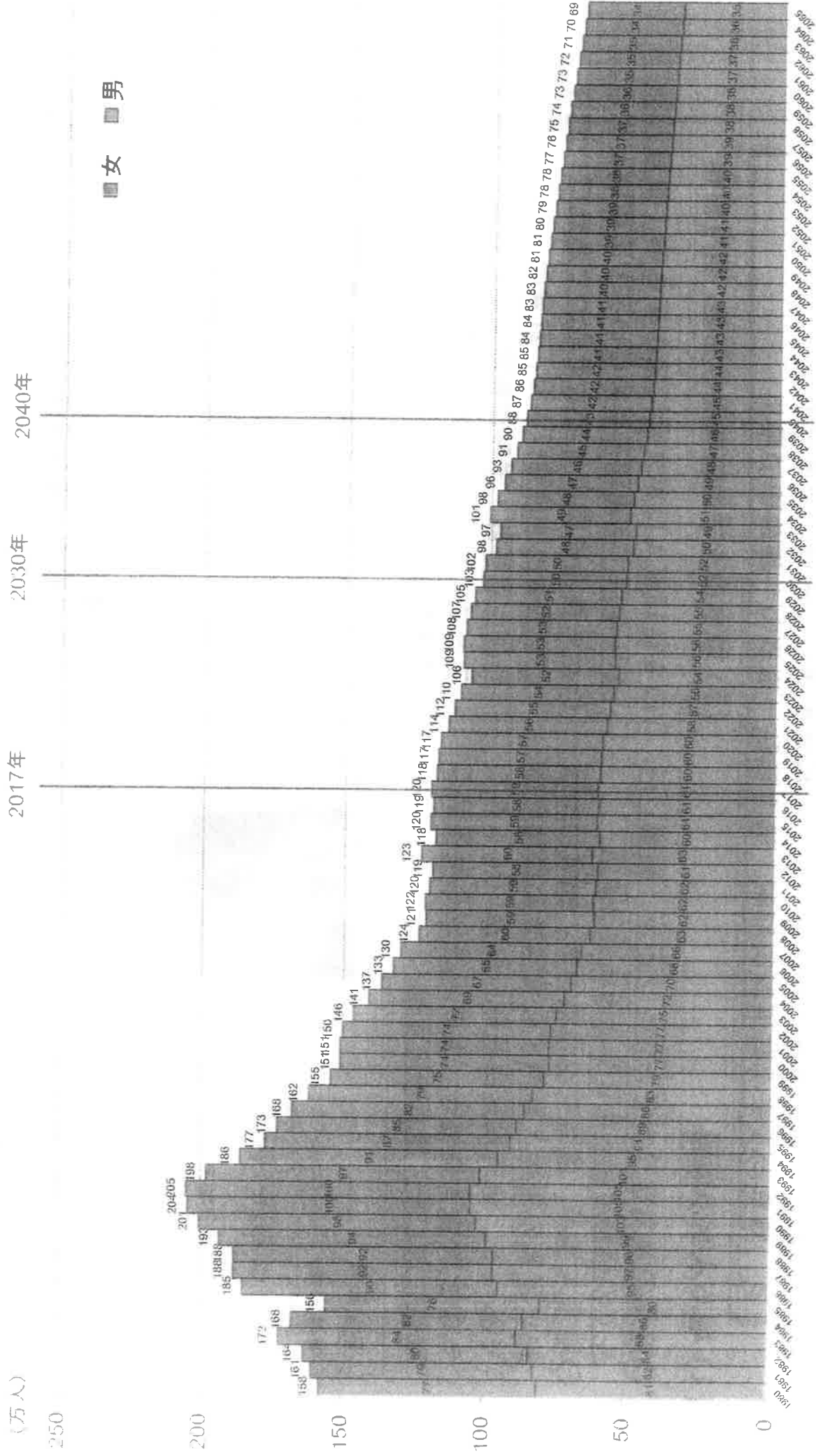
- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む）を推進。
- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大（本社一括採用の変更）、地域限定社員制度の導入等

18歳人口（男女別）の将来推計

○ 2017年の18歳人口は、約120万人であるが、2030年には約103万人まで減少し、さらに2040年には約88万人まで減少するという推計となっている。



(出典) 2028(平成40)年以前は文部科学省「学校基本統計」、2029(平成41)年以降は国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

大学数、学生数の現状

- 学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は7割を超えている。
- 東京圏の学生数は、全国の4割を占めている。また、東京都は全国の26%を占めており、東京23区だけで全国の18%を占めている。

■ 学校数

	学校数			構成比				
	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立
全国	777	86	91	600	100.0%	11.1%	11.7%	77.2%
東京圏	223	16	6	201	28.7%	2.1%	0.8%	25.9%
東京都	137	12	2	123	17.6%	1.5%	0.3%	15.8%
23区	93	7	1	85	12.0%	0.9%	0.1%	10.9%
神奈川県	31	2	2	27	4.0%	0.3%	0.3%	3.5%
埼玉県	28	1	1	26	3.6%	0.1%	0.1%	3.3%
千葉県	27	1	1	25	3.5%	0.1%	0.1%	3.2%
地方圏	554	70	85	399	71.3%	9.0%	10.9%	51.4%
(H13)23区	71	8	1	62	10.6%	1.2%	0.1%	9.3%

(参考)

■ 学生数

	学生数			構成比				
	合計	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立
全国	2,873,624	610,401	150,513	2,112,710	100.0%	21.2%	5.2%	73.5%
東京圏	1,171,386	113,335	18,170	1,039,881	40.8%	3.9%	0.6%	36.2%
東京都	746,397	76,231	9,658	660,508	26.0%	2.7%	0.3%	23.0%
23区	525,987	48,731	1,481	475,775	18.3%	1.7%	0.1%	16.6%
神奈川県	193,878	12,066	6,013	175,799	6.7%	0.4%	0.2%	6.1%
埼玉県	119,999	8,705	1,770	109,524	4.2%	0.3%	0.1%	3.8%
千葉県	111,112	16,333	729	94,050	3.9%	0.6%	0.0%	3.3%
地方圏	1,702,238	497,066	132,343	1,072,829	59.2%	17.3%	4.6%	37.3%
(H13)23区	439,702	47,993	848	390,861	15.9%	1.7%	0.0%	14.1%

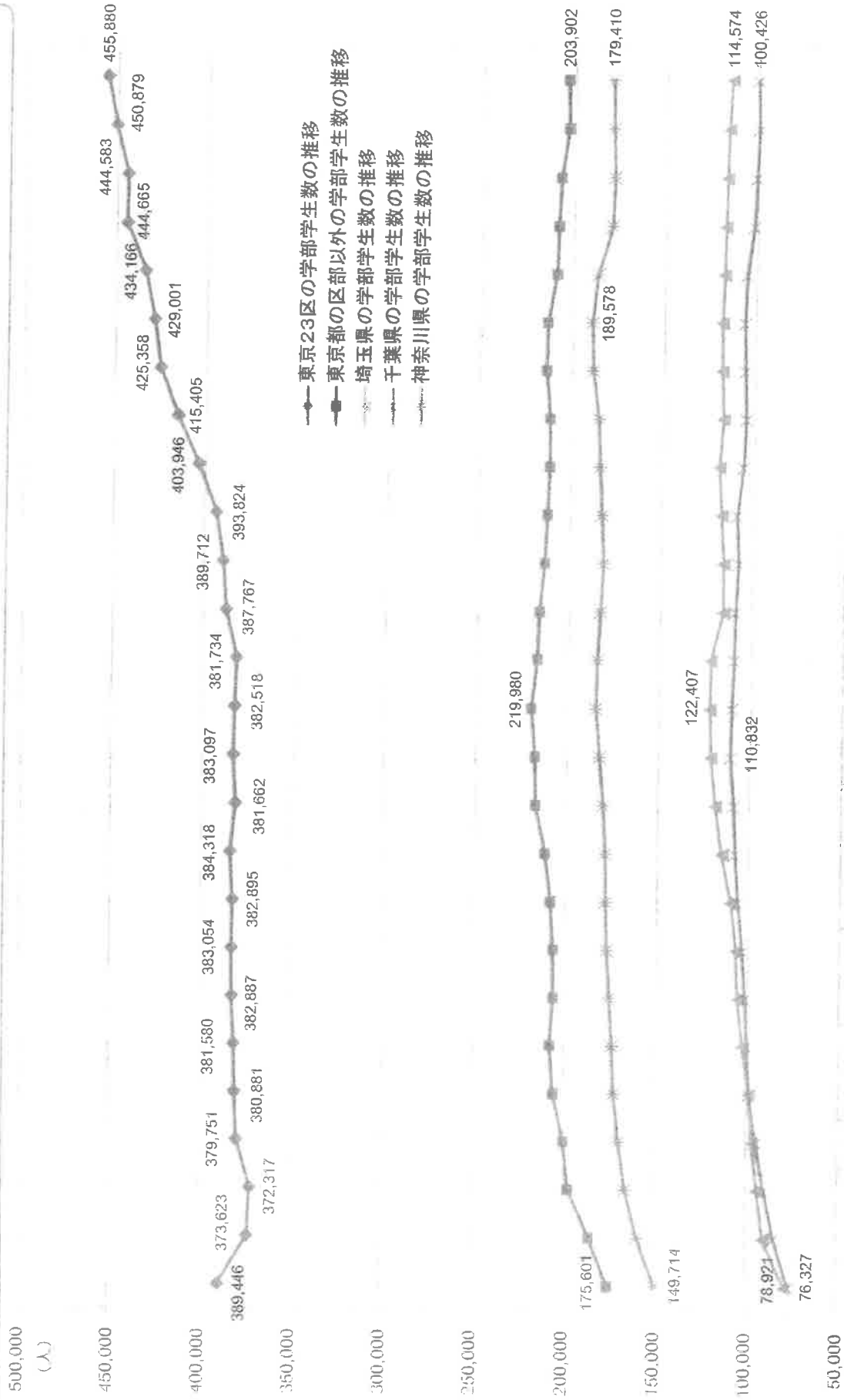
(参考)

※学部のほか大学院の学生等を含む。

※文部科学省「学校基本統計(平成28年度)」より作成

東京圏の学部学生数の推移

○ 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近では横ばいで推移している。



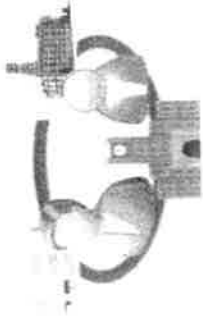
※文部科学省「学校基本統計」から作成

地方創生インターンシップ事業

東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、産官学を挙げて、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ事業」を全国展開する。

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。



各取組内容

ポータルサイト

現状

地方公共団体と大学等がお互いの状況を把握するポータルサイトを設立
（4月11日現在 43道府県、375大学等が掲載）



今後の取組予定

- 地方公共団体と大学等との連携協力に係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集
- ポータルサイトの活用状況やその在り方等についてのニーズ調査を実施

マニュアル作成等

現状

地域におけるインターンシップ組織の充実、受入れ企業の掘り起しが課題



今後の取組予定

- 地方におけるインターンシップ組織の運営の在り方、企業の受入プログラム等を調査し、地方インターンシップ組織の活動を充実させるため、必要なマニュアルを作成

シンポジウム

現状

国民的・社会的気運の醸成を図るため、シンポジウムを実施（3月14日@東京）



今後の取組予定

- 今年の夏～秋を目途に、地方でのシンポジウム開催を実施予定。28年度に引き続き、学生、大学、地方自治体等に対して、地方創生インターンシップの周知を実施

「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」での主な取組事項

- プロフェッショナル人材事業との連携など、地域企業へのアプローチの在り方を検討
- 各地方と主に東京圏の大学との円滑な連携のための方策などについて検討

政府関係機関の地方移転

文化庁の移転等

- 文化庁については、本年4月に京都に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について地元の見聞等を生かしながら移転の先行的取組を実施。本年7月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、本格移転の場所、移転時期等を決定した。今後は、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- 消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁のそれぞれについて、「政府関係機関の地方移転にかかわる今後の取組について」に基づき、着実に取り組む。

研究機関等の地方移転

- 本年4月に、関係者間で共同して策定した5年程度の具体的な取組内容等を明確にした年次プランを公表。同プランに基づき、地域イノベーションの実現や研究成果の地域産業への波及等に取り組む。
例：(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の山口県への移転
⇒衛星リモートセンシング技術の応用研究を通じた防災対応力の強化、研究成果の実用化等の新事業創出、イノベーション人材の育成

中央省庁のサテライトオフィス

ねらい

- 国家公務員の働き方改革、地方公共団体へのアウトリーチ支援

具体的取組

- 本年6月に、内閣府業務(地方創生交付金等)に係る地方公共団体へのアウトリーチ支援等について実証実験を実施
- この他、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省においては、平成29年度にそれぞれの行政ニーズ等に基づき、試行の検討、実施を進める。

政府関係機関の地方移転の取組について(概要)

研究機関・研修機関等の地方移転について

- (1) 基本方針：地域の研究機関等と連携を図ることで、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 ※対象23機関・50件
- (2) 今後の進め方：それぞれの取組について、平成28年度に関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組を進める。政府においてフォローアップ。

中央省庁の地方移転について

- (1) 基本方針：国の機関としての機能の維持・向上の観点から、
- ①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
 - ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ。
- (2) 進捗状況及び今後の進め方
- 文化庁については、平成29年4月に本格移転の準備のため「地域文化創生本部」を京都に設置し、7月には、職員数は全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込む等京都本庁の組織体制の大枠
 - ・本格移転の場所を「現京都府警察本部本館」とすること
 - ・遅くとも平成33年度中の本格移転を目指すこと 等
- を決定した。今後は、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- 消費者庁については、平成29年7月に徳島県において、「消費者行政新未来創造オフィス」を開設し、50人程度の職員が勤務を開始している。3年後を目途に検証し、見直しを行う。
 - 総務省統計局については、和歌山県に「統計データ活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。
 - 特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進める。
 - 国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)、サテライトオフィスの可能性の検討を行う。

消費者行政新未来創造オフィスの機能・業務

試行の結果

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」
(平成28年9月1日まち・ひとと・しごと創生本部決定)

- 消費者教育、倫理的消費、人材育成の面で、熱心な取組がみられた
- 徳島県から、先駆的な施策推進を図るための「実証フィールド」確保の提案
- 徳島県知事の強力なリーダーシップの下、消費者行政部局のほか県庁各部局から幅広い協力が得られた
- 従って、業務が広がる環境

調査研究や徳島の現場に密着して行うタイプの業務は、現地との連携により、実効性のある施策の立案につながることを期待

これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国空対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う。

学術的・人的連携 実証実験の実施

外部機関との ネットワーク

行政、事業者、学術・教育機関等とのネットワークを整備
(徳島県周辺(関西、中国・四国地域)も含む。)

消費者行政新未来創造オフィス(徳島)

実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした
新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点

消費者庁
分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施

1. 理論的・先進的な調査・研究

- 行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究
- 障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等の分析
- 若者の消費者被害の心理的要因からの分析 等

2. 全国展開を見据えたモデルプロジェクト

- 見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の構築
- 若年者向け消費者教育教材の活用
- 食品ロスの削減
- 子供の事故防止
- 栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育
- 倫理的消費の普及
- 消費者志向経営の推進
- 公益通報者保護制度の推進 等

3. 消費者庁の働き方改革の拠点

テレワーク、ペーパーレス等の促進

成果を共有し、有機的に連携

(独)国民生活センター
主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修・先駆的な商品テストを試行的に県の協力のもと実施
(例)地域による転倒・防犯対策

※平成29年7月24日開設(徳島県庁舎10階北側)
※参事官など50名程度が参画
(消費者庁、地方自治体、国民生活センター、その他非常勤職員(企業、学術機関等))

出張、滞在

分野に応じて、消費者庁各課との連携、共同研究の実施

調査・研究の成果に基づき、施策の企画・立案 → 成果を全国に普及

実証成果

(独)国民生活センター

- 相模原事務所：研修、商品テスト
- 東京事務所：相談、広報、ADR等

3年後を目途に検証・見直し

① 今後の

- 徳島県を中心とする交通・通信網
- 消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク
- 政府内の各府省共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、

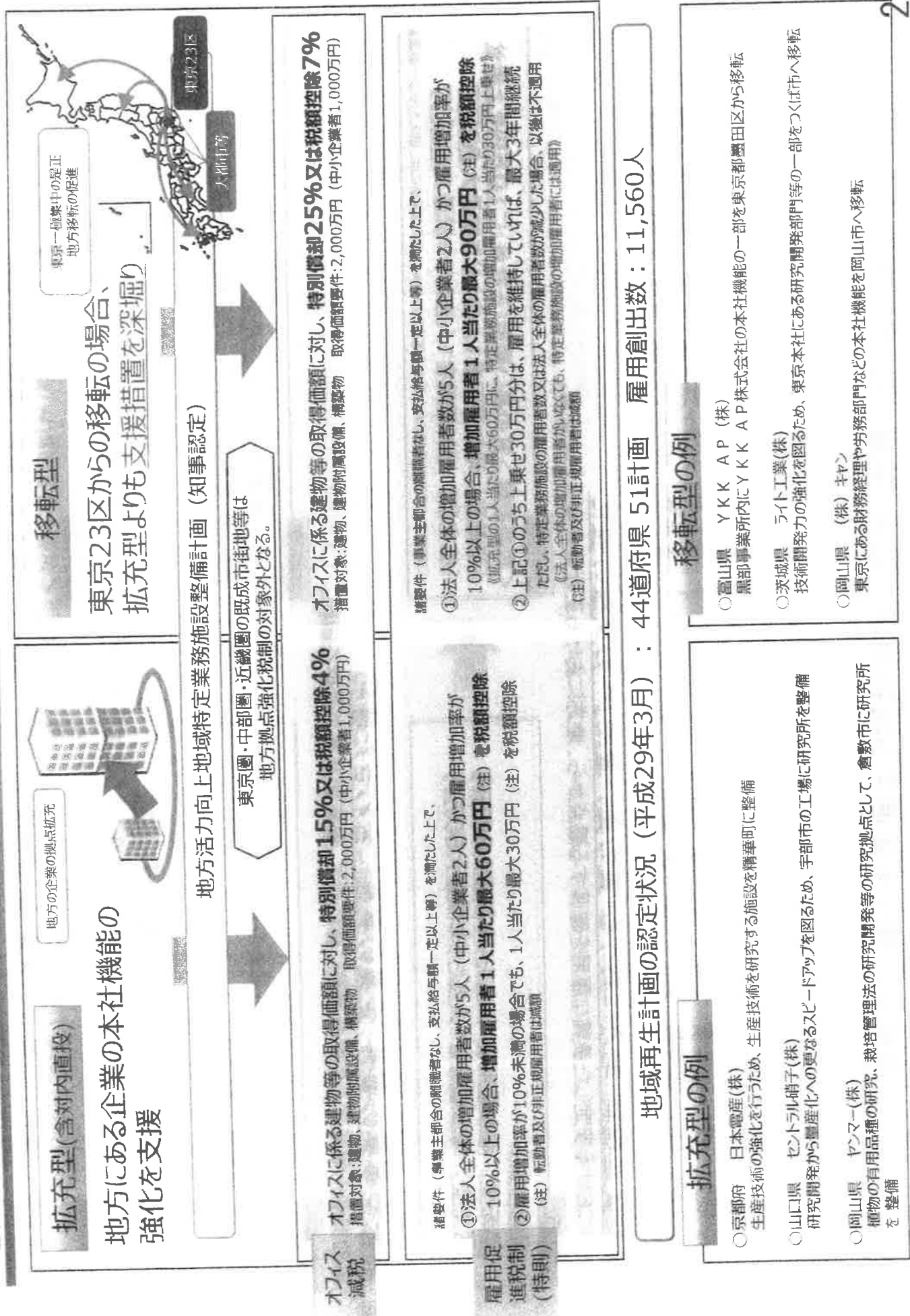
② 同オフィスの設置が、

- 消費者行政の進化
- 地方創生

にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。

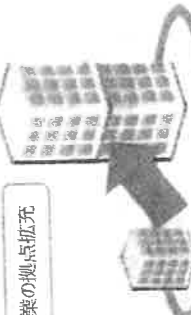
(※)消費者委員会は、消費者行政の進化等の観点から意見を述べる。

地方拠点強化税制について



拡充型(含対内直投)

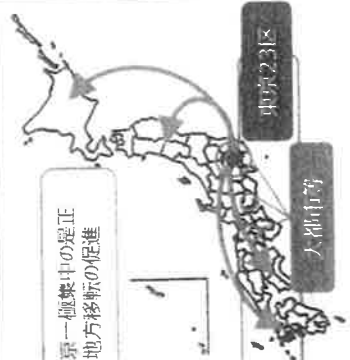
地方にある企業の本社機能の強化を支援



地方の企業の拠点拡充

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り



東京一極集中の是正
地方移転の促進

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は
地方拠点強化税制の対象外となる。

オフィス 減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%
措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

雇用促進 減税制 (特別)

請要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、
①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除
②雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円(注)を税額控除
(注)転勤者及び非正規雇用者は減額

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%
措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

請要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

- ①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり最大90万円(注)を税額控除
(拡充型の1人当たり最大60万円に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乗せ)
- ②上記①のうち上乗せ30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
(法人全体の増加雇用者数も、特定業務施設の増加雇用者数には適用)
(注)転勤者及び非正規雇用者は減額

地域再生計画の認定状況(平成29年3月): 44道府県 51計画 雇用創出数: 11,560人

拡充型の例

- 京都市 日本電産(株)
生産技術の強化を行うため、生産技術を研究する施設を精華町に整備
- 山口県 セントラル硝子(株)
研究開発から量産化への更なるスピードアップを図るため、宇部市の工場に研究所を整備
- 岡山県 ヤンマー(株)
種物の有用品種の研究、栽培管理法の研究拠点として、倉敷市に研究所を整備

移転型の例

- 富山県 YKK AP(株)
黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- 茨城県 ライト工業(株)
技術開発力の強化を図るため、東京本社にある研究開発部門等の一部をつくば市へ移転
- 岡山県 (株)キヤン
東京にある財務経理や労務部門などの本社機能を岡山市へ移転

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(平成29年度税制改正)

1 オフィス減税：特例措置の現行水準の延長

現行制度では平成29年度に控除率が引き下げられる税額控除を下らないようにするため、現行水準まで拡充。

現行

<税額控除>

[移転型] H27～28年度 7% { H29年度 4% }
 [拡充型] H27～28年度 4% { H29年度 2% }

29年度

<税額控除>
 [移転型] H27～28年度 7% { H29年度 7% }
 [拡充型] H27～28年度 4% { H29年度 4% }

2 雇用促進税制：地方における「質の高い雇用」への支援の強化

地方における安定した良質な雇用を確保する観点から、地方における正社員の雇入れを促進。

現行

<税額控除>

[移転型] 増加雇用人当たり年間最大80万円
 [拡充型] 増加雇用人当たり年間最大50万円

29年度

<税額控除> 質の高い雇用(正社員)に10万円を上乗せ
 [移転型] 増加雇用人1人当たり年間最大90万円
 [拡充型] 増加雇用人1人当たり年間最大60万円

(※)新規の非正規雇用の比率が全国平均(40%)を超える場合には、超えた分は一部減額。

3 移転型事業の要件：企業の実態に合わせた緩和

本社機能を移転する企業の実態に合わせて、移転型事業の要件を緩和。

現行

地方事業所における増加従業員の過半数が、東京23区からの転勤者であること

29年度

地方事業所における新規雇用人(東京23区における従業員減少分を上限)を東京23区からの転勤者とみなす

(参考)減収補填措置：財政力要件の緩和

市町村が行う不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置について、拡充型事業の財政力要件を緩和。

現行

<対象となる市町村(財政力要件)>
 [拡充型] 財政力指数 0.63未満 (3/4を補填(※))

29年度

<対象となる市町村(財政力要件)>
 [拡充型] 財政力指数 0.63未満 (3/4を補填(※))
 財政力指数 0.63～0.74未満 (3/8を補填(※))

(※)基準財政収入額の算入率(75%)をかけた後の補填率。

「生涯活躍のまち（日本版CCRC※）」構想の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎ 地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・ 東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・ 入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・ 移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・ 健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・ 地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・ 医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・ 受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネート兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等	居住の契機	「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	高齢者の生活	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	地域との関係	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない		地域に溶け込んで、多世代と協働

◎ 「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度（平成28年4月20日施行）

※ 認定された地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：16計画（平成29年6月現在）

- 北海道函館市、青森県弘前市、茨城県阿見町、千葉県南魚沼市、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南都町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

◎ 地方創生活推進交付金等による先駆的な取組の支援（平成29年4月現在 114事業（1府3県87市町村））

◎ 関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を支援

※ 生涯活躍のまち形成支援チームが対象とする自治体：16団体（平成29年7月現在）

- 北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県南魚沼市、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南都町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

⇒ 「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。 27

地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

- 地方にある様々な魅力に子供のころから学び、触れる機会をつくる
 - ・豊かな自然、固有の歴史や祭などの文化・伝統、特色ある農林水産物 等
- 移住・定住の推進に当たって、地方生活の魅力を発信する
 - ・移住等を検討する場合、その地域での生活が、大きな関心
 - ・滞在型観光等を通じて、より豊かな人生を過ごさず機会に

地方生活の魅力を発信

- 効果的・戦略的な発信の在り方を検討
- 子供から大人までの各段階に応じた取組を検討
- 各種イベント、Web等を通じた情報発信
- 各地域の好事例を収集・発信・横展開等

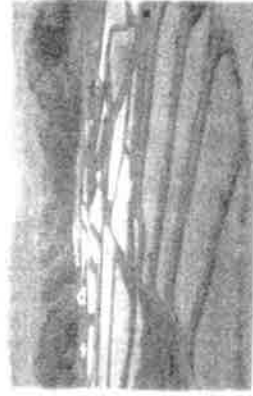
『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議（第3回）のテーマは「ライフスタイルの見つめ直し」（平成29年2月開催、地方創生HPに情報掲載）

地方の魅力の再発見、発信



自らが生まれ育った

「郷土への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、地域文化の振興



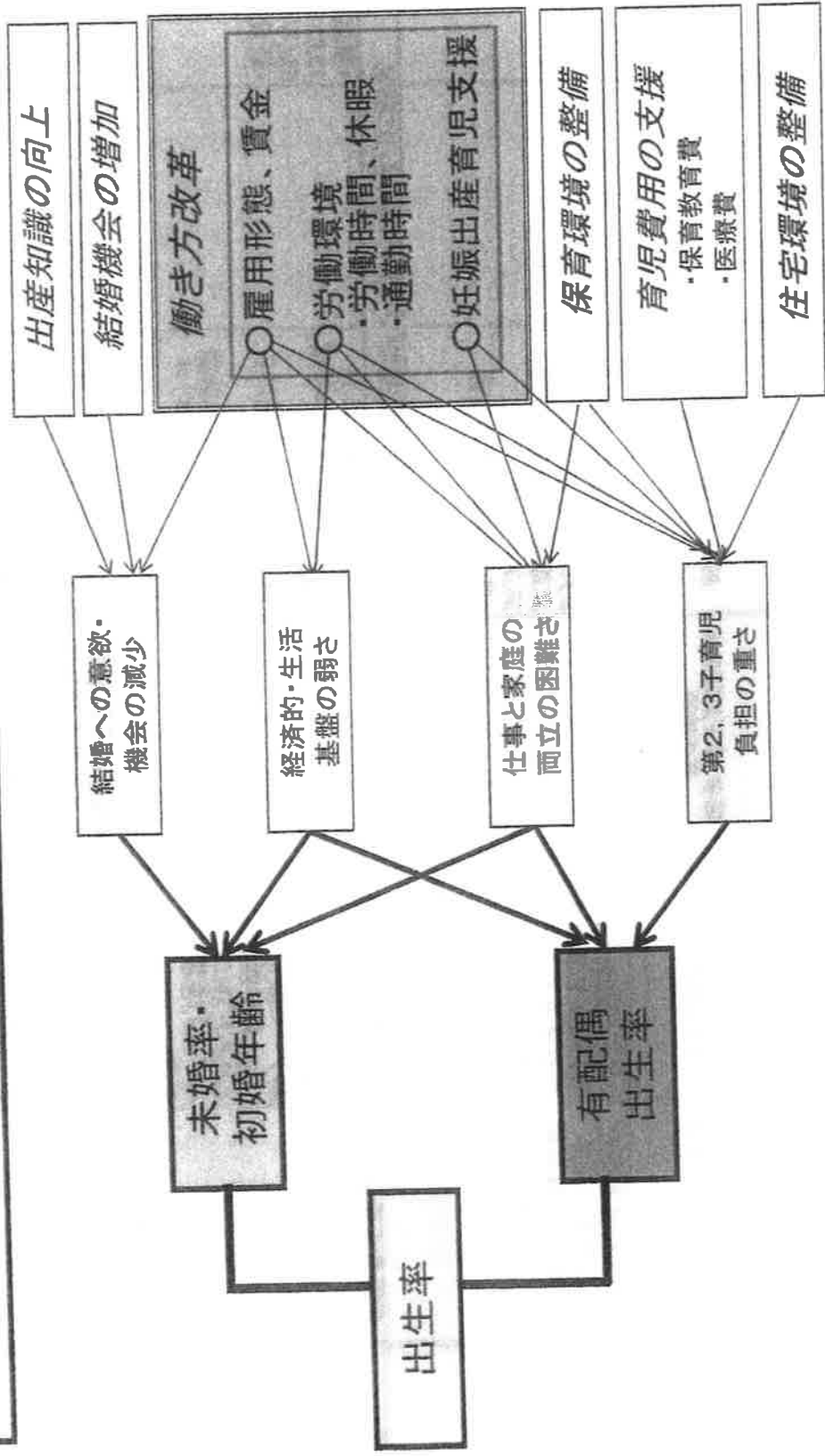
- 子ども農山漁村交流プロジェクト（総務省、文科省、農水省、環境省の連携事業：H20年度～）

- 平成29年7月 全国知事会地方を支える「人づくり」のための緊急決議

「地方の魅力に触れ、地方と都市の両視点から多面的な考え方でできる人材を育成するため、都市部の小学生、中学生、高校生を対象として、農村等の地方での学習・生活体験の受講を必修化するとともに、二地域居住、働き方改革の促進に資する教育制度を創設すること。」

出生率に影響を及ぼす諸要因—働き方改革がポイント—

出生率は、「未婚率・初婚年齢」と「有配偶出生率」と「有配偶出生率」によって規定される。それぞれが様々な要因の影響を受けているが、その中で「働き方」は大きな部分を占めていると考えられる。



「地域少子化対策検証プロジェクト(第1回)」資料より

企業における働き方改革 取組事例

取組の内容		取組の成果			
<p>①仕事と子育て・介護の両立可能な環境整備</p> <p>・仕事と子育て・介護の両立に係る研修の実施、介護休業・介護保険について情報提供を実施 等</p>	<p>②長時間労働是正、有給休暇取得促進</p> <p>・勤怠管理者に対する労働関係法令遵守の啓発資料を作成・周知、定時退社デーである毎週水曜日の午前中に早帰りメッセージを全社員へ送</p>	<p>③若者・非正規雇用対策の推進</p>	<p>所定外労働時間の減少、休暇の増加</p> <p>・平成24年9月～平成26年8月までの期間の育児休業取得率100%（女性）、35.9%（男性） ・年次有給休暇の取得率75.1%</p> <p>・平成27年4月、全国初で「プラチナくるみん」に認定</p>	<p>売上や利益の増加 生産性の向上</p> <p>・平成23年度比売上50%増</p>	<p>人材確保</p>
<p>ホシザキ東北株式会社 卸売業、小売業 宮城県 従業員472名</p>	<p>・求職者の希望に応じ、育児・孫育てのため夜勤回数を半減、免除</p>	<p>・誕生日に有休取得を推奨 ・給与支払日をノー残業デーに設定 ・各社員が残業しないため決めた日には「かえりバッジ」を着用して就業</p>	<p>・年次有休取得率35.7%（平成24年）⇒57.1%（平成26年） ・誕生日の年休取得75名（77%）（平成26年） ・月平均所定外労働時間数2.2時間（平成24年）⇒1.0時間（平成26年）</p> <p>・看護師の離職率13.6%（平成24年）⇒0%（平成25年） ・新規雇用者が増加</p>		
<p>医療法人社団順仁堂 医療、福祉 山形県 従業員98名</p>	<p>・会社独自の業務管理システム「シン魂」を導入、生産工程管理、作業時間管理等を一体化</p>	<p>・有期雇用や派遣労働などの非正規雇用を行わず、全員を正社員雇用とする</p>	<p>・「シン魂」導入により適正な生産管理を行った結果、業務効率化、所定外労働の削減につながった ・一人あたり1ヶ月所定外労働27時間（平成23年）⇒24時間（平成26年） ・年休取得日数5.1日（平成23年）⇒6.1日（平成26年）</p> <p>・社員満足度86%「滋賀でいちばん大切にしたい会社」に認定（平成27年度滋賀県中小企業家同友会認定） ・平成23年度 関西IT百傑 最優秀企業 ・平成25年「現代の名工」に1名表彰（当社から3人目）</p>	<p>・売上が平成23年度比で15%増加</p>	<p>・国家技能検定合格 溶射技能士 1名/平成25年、2名/平成25年、1名/平成24年 機械加工技能士（円筒研削盤1級）1名/平成26年、1名/平成25年</p>
<p>株式会社シンコーメタリコン 製造業 滋賀県 従業員75名</p>					

地域アプローチによる働き方改革 「包括的支援」 + 「アウトリーチ支援」

○ 地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組むことで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議 (※)

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

労働局
と連携

地域働き方改革包括支援センター

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

<アウトリーチ支援>

働き方改革アドバイザーを養成・確保企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用のアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

優良企業を認証し、成功事例として公表するほが、入札等で優遇。

取組事例

岡山県の取組

未来への投資！笑顔あふれる時間創出プロジェクト ～おかやま「仕事」と「家庭」両立推進事業～

地方創生推進交付金の活用

既存施策・助成金の活用等

県内の1人当たり総実労働時間が全国平均に比べ年間約100時間も長い状況を打開するため、出産・育児・介護により離職する女性の復職や若者の離職防止を図る。

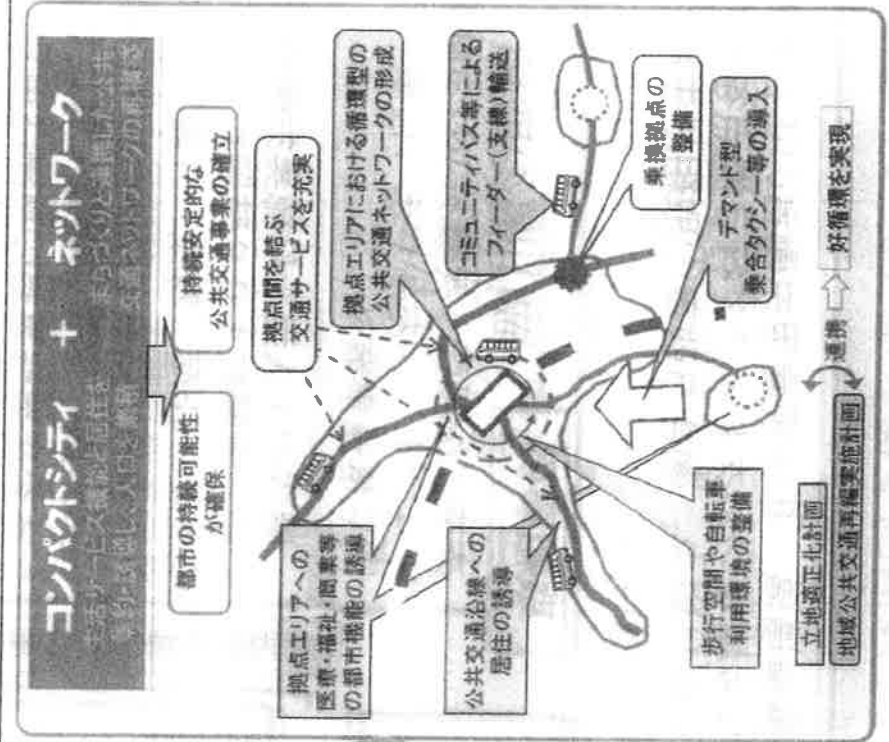
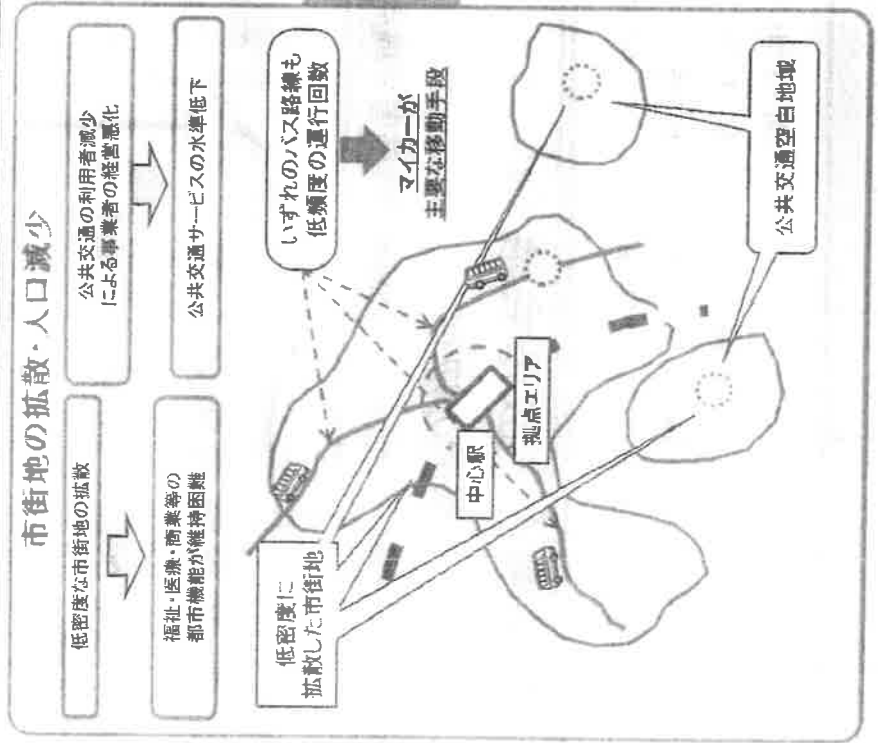
そのため、女性の復職に対しては、研修会による企業経営者の意識改革や、男性の育児休業取得に向けた企業への働きかけ、社会保険労務士等による女性の雇用環境改善に向けたアドバイス等を行うとともに、若者の定着に対しては、県内企業が実施するインターンシップへの支援や、人事担当者のスキルアップによる新卒者の育成支援等を実施する。

<重要業績評価指標 (KPI) >

【29年3月】総実労働時間を削減した時間：19時間
【33年3月】総実労働時間を削減した時間：92時間
(累計)

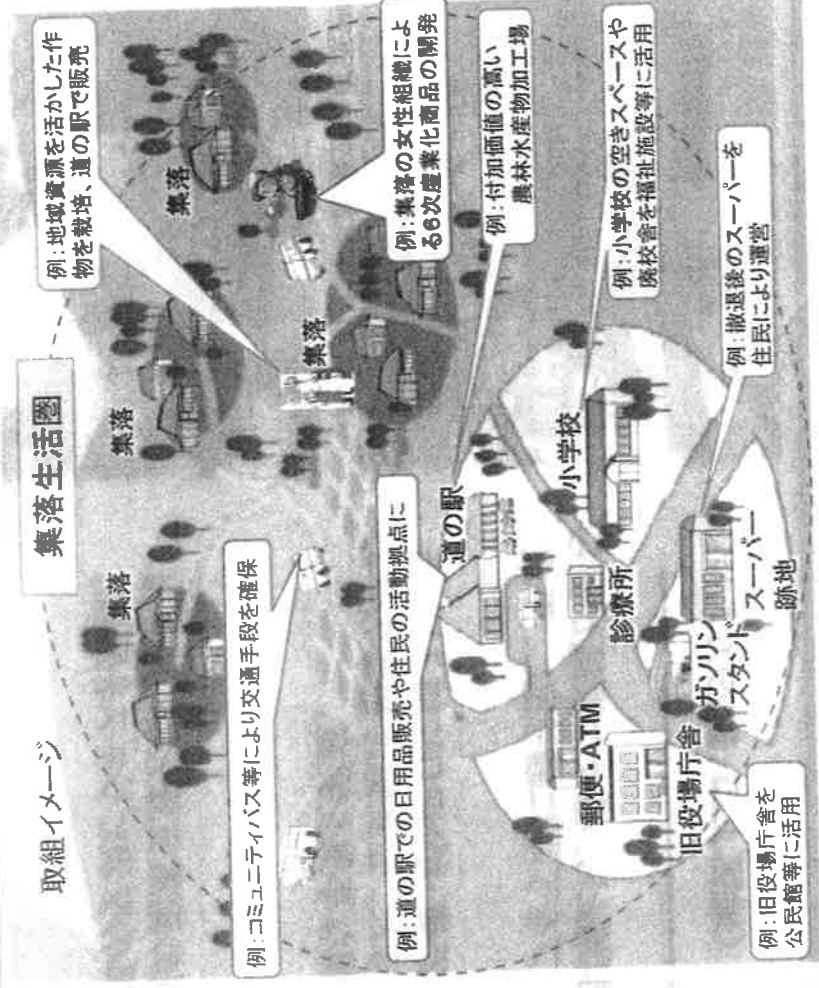
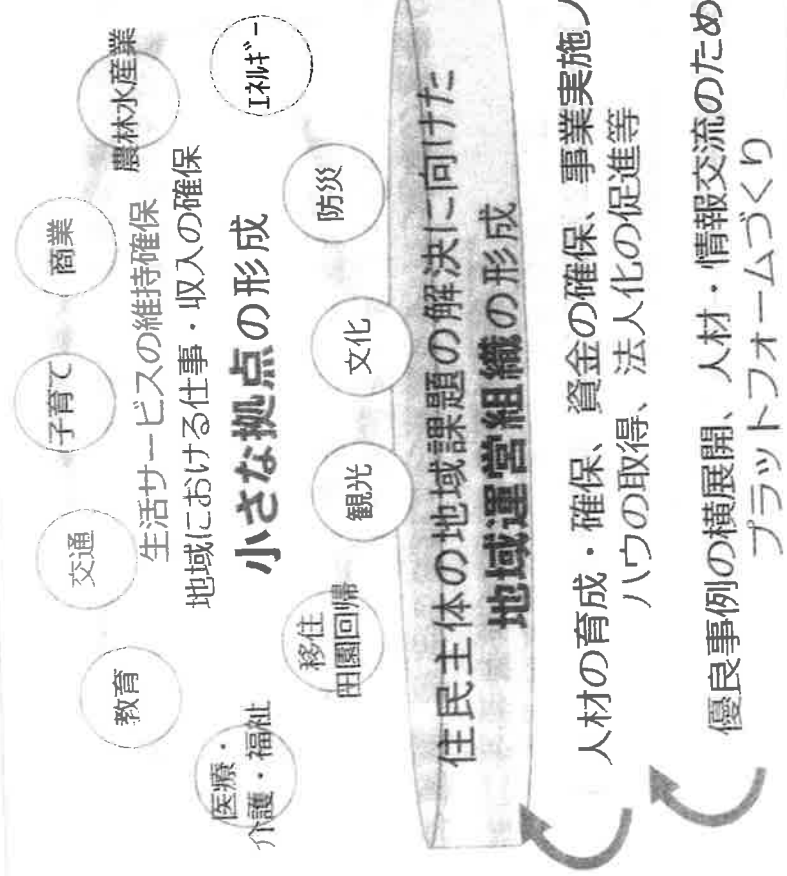
都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等のまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- 関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、市町村の取組を省庁横断的に支援している(※1)。
- ※1 2017年5月19日に他の市町村の参考となる取組を進めているモデル都市10市を初めて選定。
(青森県弘前市、山形県鶴岡市、新潟県見附市、金沢市、岐阜市、大阪府大東市、和歌山市、山口県周南市、福岡県飯塚市、熊本市)
- 上記に加え、公的不動産(PRE)等を活用した、公共施設再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を実施するとともに、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、都市のスポンジ化(※2)への適切な対策を講じる。
- ※2 都市の内部で、小さな孔が空くように、空地等があちこちに発生すること
- 2020年までに立地適正化計画を150市町村(2016年度末時点100都市)で作成する。



「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2016年度 722箇所)、地域運営組織を全国で3,000団体(2016年度 3,071団体)形成する。



中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

地域運営組織の活動事例

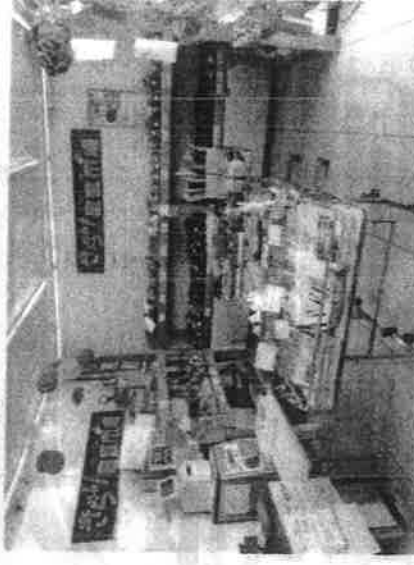
●NPO法人きらりよしまネットワーク(山形県川西町) (地区人口:約2500人)

◇設立経緯:町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機とし、様々な課題が見られた地域を再生させるために、住民説明と住民ワークショップを丁寧に繰り返し、平成19年に全世代加入のNPO法人を設立。

◇人材育成:自治公民館から推薦を受けた地域の若者(18~25歳)がNPOに加入し、活動しつつOJTにより地域指導者へ育成する仕組みを構築。また、公民館活動等の学びの場により地域住民が事業ノウハウ等を取得し、地域で多様な事業を実施。

◇主な活動内容:

- 資金づくり
 - ・ 6次産業化を推進するため運営委員会を設置。女性の起業支援としてお弁当・惣菜加工所2ヶ所の事業化の支援や都市部と農村部の交流ビジネスを展開。
 - ・ 地元のコンビニに産直市場の設置。
- 子育て支援・青少年健全育成事業
 - ・ 子育て支援の一環として、学童保育を行う「放課後児童クラブきらり」を運営。
 - ・ 体験活動を通して「食」「命」「コミュニケーション」を学習する「わんぱくキッズスクール」の実施。
- 地域の安全・見守り活動
 - ・ 全世代に防災無線を配備。
 - ・ 災害時の要援護者のサポーター登録。
 - ・ 地域全体で子どもたちを見守る「よじまっ子見守り隊」
 - ・ 高齢者向けのコミュニケーション補完ツールとして、安否確認や買い物サービスなどができるタブレット型の端末を使った実証実験の実施。



地元コンビニに設置した産直市場



女性によるお弁当屋の起業



放課後児童クラブきらり

連携中枢都市圏の取組の推進

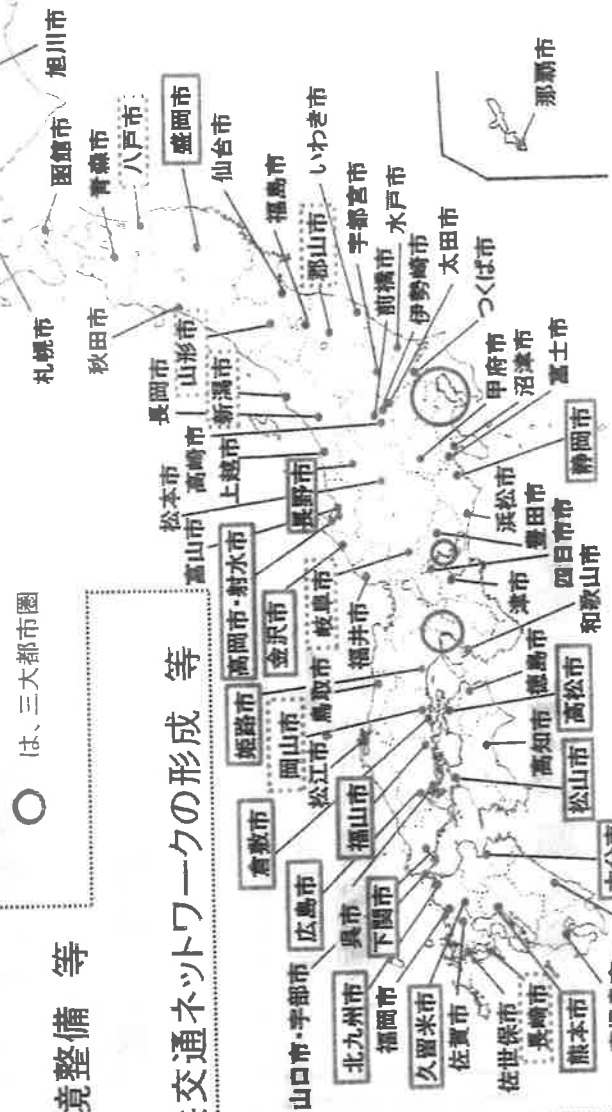
連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

- は、都市圏を形成している団体(17団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(7団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(8団体)
- は、三大都市圏



連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(30事業)
- 平成29年度予算においても2.1億円を確保
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開

連携中枢都市圏形成のための手続き



【主な重要業績評価指標】

■ 連携中枢都市圏の形成数：30圏域 (2016年度時点 17圏域)

【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。35

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」29年度：1,000億円(事業費ベース：2,000億円)

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」28年度：900億円(事業費ベース：1,800億円)

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（29年度：1.0兆円）

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS (リーサス：地域経済分析システム) の概要

目的

- ▶ 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠。
- ▶ このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な施策の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。

①産業マップ

企業数・雇用・売上
上で地域を支える
産業が把握可能に
行政区域を超えた
産業のつながりが
把握可能に（※）



②地域経済循環マップ

自治体の生
産・分配・支
出におけるお
金の流入・流
出が把握可能
に



③農林水産業マップ

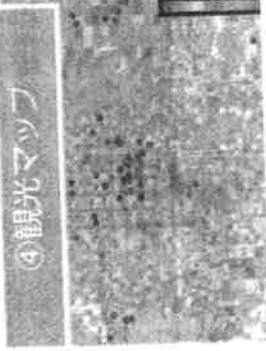
農業部門別の販売
金額割合が把握可
能に



農業経営者の年齢
・農地の利用状況
が把握可能に

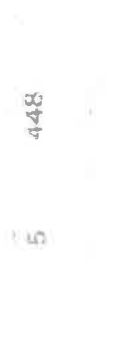
④観光マップ

どこからどこに
人が来ているか
把握可能に
インバウンド観
光動向が把握可
能に



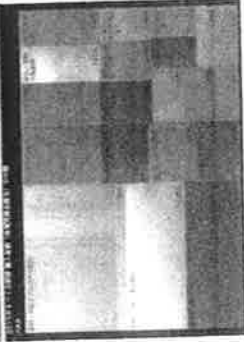
⑦自治体比較マップ

各種指標を他の
自治体と比較
し、自らの位置
付けを把握可能
に



⑥消費マップ

飲食料品や日用
品の購入金額・
購入点数の商品
別シエアが把握
可能に



人口推計・推
移、人口ピラ
ミッド、転入転
出を合算して把
握可能に



地域の少子化と
働き方の関係が
把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから

<https://resas-portal.go.jp/> “RESASポータル”で検索

RESASのご利用はこちらから

<https://resas.go.jp/> (Google Chromeよりご覧ください)

(※) 企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

	派遣先市町村	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤職）・・・原則1～2年間	
バックアップ体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

<派遣実績>

<平成27年度派遣者>

69市町村に派遣
 ・ 国家公務員 42名
 ・ 民間人材 12名
 ・ 大学研究者 15名

<平成28年度派遣者>

58市町村に派遣
 ・ 国家公務員 42名
 ・ 民間人材 13名
 ・ 大学研究者 3名

<平成29年度派遣者>

55市町村に派遣
 ・ 国家公務員 44名
 ・ 民間人材 9名
 ・ 大学研究者 2名

※派遣者数は、いずれも派遣当時の数

地方創生カレッジ

： 地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的に推進

： 事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち

： ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた「連携の場」を形成

： ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

現状
課題
方向性

地域の動き

～27年度

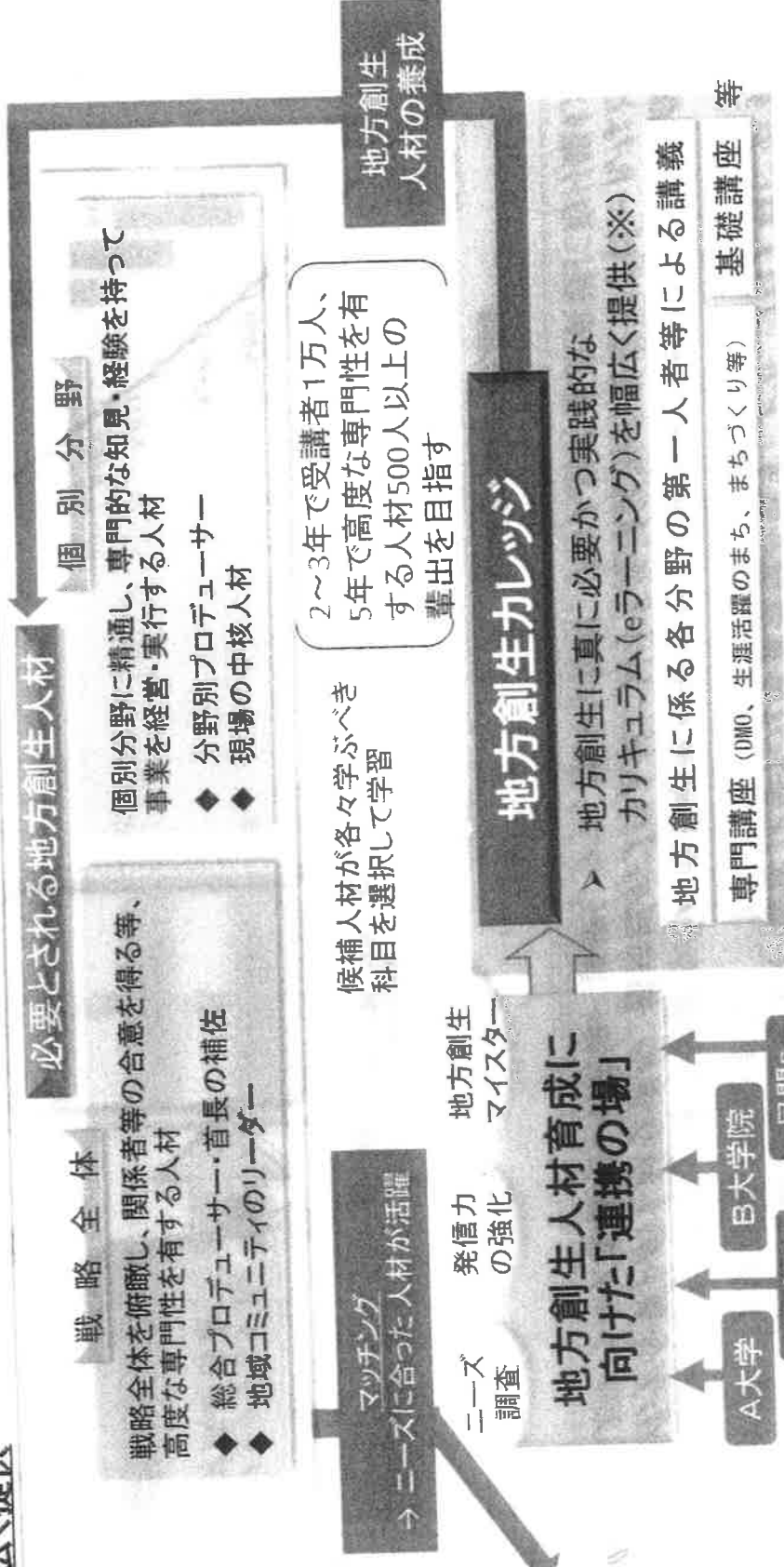
地方公共団体は、地方版総合戦略を作成

28年度～

より具体的な事業を本格的に推進する段階

人材が不足

地方創生の実現



個別分野

- ◆ 個別分野に精通し、専門的な知見・経験を持って事業を経営・実行する人材
- ◆ 分野別プロデューサー
- ◆ 現場の中核人材

2～3年で受講者1万人、5年で高度な専門性を有する人材500人以上の輩出を目指す

候補人材が各々学ぶべき科目を選択して学習

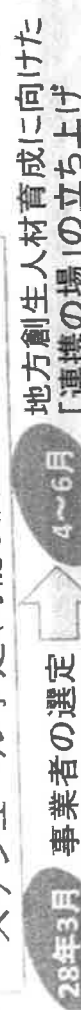
地方創生カレッジ

- ＞ 地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラム(eラーニング)を幅広く提供(※)

地方創生に係る各分野の第一人者等による講義
専門講座 (DMO、生涯活躍のまち、まちづくり等) 基礎講座 等

- ※1 科目によって各種実地研修による学びとの組み合わせも活用
- ※2 大学等の既存の取組も前提にしつつ、不足する分野や地域への受講機会を提供

スケジュール予定(可能な限り前倒し実施)



1,000億円

① 地方創生推進交付金の確保

- 地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。

(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

- 交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、継続的かつ安定的に支援。
- 平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、**交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化**を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

6,536億円

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる
 - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

2,062億円

651億円

1,417億円

2,407億円

1兆円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

1兆224億円

④ 社会保障の充実

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。 41

地方創生推進交付金

29年度予算額 1,000億円

(28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

① 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

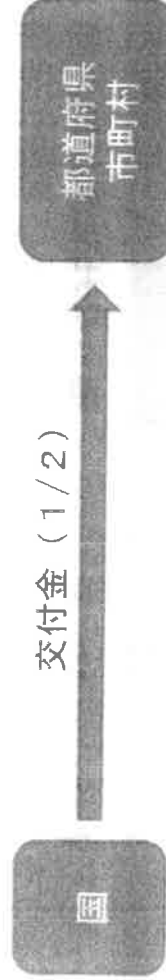
② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③ 地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

具体的な
「成果目標（KPI）」
の設定
「PDCAサイクル」
の確立

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

対象事業・具体例

① 先駆性のある取組

・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング
(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

② 先駆的・優良事例の横展開

・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・ 既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（28年度：4.0億円）
	横展開・隘路打開	1.5億円（28年度：1.0億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（28年度：2.0億円）
	横展開・隘路打開	1.0億円（28年度：0.5億円）

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

・ 計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
・ ただし、1/2以上になる事業でも、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

<先駆タイプ>

- (申請要件1)
- ・ ふさわしい具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを整備する（効果検証と事業見直しの結果の公表を含む）。
- (申請要件2)
- ・ 事業内容や手法等について、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素が全て含まれる。

<横展開・隘路打開タイプ>

- (申請要件1)
- ・ ふさわしい具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを整備する（効果検証と事業見直しの結果の公表を含む）。
- (申請要件2)
- ・ 事業内容や手法等について、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれる。

地方創生推進交付金の支援対象外

(「平成29年度における地方創生推進交付金の取扱い」より抜粋)

<対象とならない経費>

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ **人件費（地方公共団体の職員の職員の人件費）**

地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・ **特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの**

- ・ **施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの**

<国による他の補助金等との関係>

1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものである。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象とはしない。

なお、本交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証等については、関係各省市の参画を得ながら内閣府地方創生推進事務局において対応することとしている。

地方創生推進交付金を活用した特徴的な事例（平成29年度第2回）

〇しごと創生

ローカルイノベーション

新産業振興センター（仮称）整備・運營業業		交付予定額
事業名	山形県酒田市（さかたし） ～創業支援拠点整備事業～	4,346千円
地方公共団体名	山形県酒田市（さかたし） ～創業支援拠点整備事業～	
事業概要	地域の個人・団体・企業が持つ様々なニーズとシーズのマッチングや、企業支援のワンストップ窓口としての機能を担う新産業振興センター（仮称）を整備し、これまで未活用であった地域の人材と地域課題を結び付け、具体的なビジネス・プロジェクトの創出を促す。さらに、その成果を積極的にPRすることで、国内外から人が集まる地域を目指していく。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ センターのマッチングにより創出されるビジネス・プロジェクトの契約金額： 0千円（H29.3） → 138,720千円（H34.3）	

農林水産業の成長産業化

地域商社「羽咋まちづくり株式会社」を核とした地域ビジネス創造・成長戦略『羽咋共創プログラム』事業		交付予定額
事業名	石川県羽咋市（はくいし） ～地域商社を核とした地域経済活性化事業～	17,741千円
地方公共団体名	石川県羽咋市（はくいし） ～地域商社を核とした地域経済活性化事業～	
事業概要	道の駅運営事業者である「羽咋まちづくり株式会社」の地域商社としての機能を強化し、全国の地域商社や地元企業等と連携したコラボ商品・特産品の開発、ICT・IoTを活用した流通・販売戦略システムの構築等の取組を通して、地域経済の活性化と「稼ぐ仕組み」の構築による『共創のまちづくり』を推進する。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 羽咋まちづくり株式会社の売上高：4,900千円（H29.3） → 435,810千円（H34.3）	

観光振興

事業名	高野山麓ツーリズムビューロー-DMO推進事業	交付予定額	3,233千円
地方公共団体名	和歌山県橋本市 (はしもとし)、かつらぎ町 (かつらぎちょう)		
事業概要	<p>～地域連携DMOによる観光プロモーション～</p> <p>地域連携DMO「高野山麓ツーリズムビューロー」を中心に、世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」などの歴史的・文化的資源を活用し、着地型の観光事業を実施することにより、エリア内の宿泊施設や観光関連事業者はもとより、食品・流通などの幅広い事業者の収入増加を目指す。また、本地域で栽培されている様々なフルーツや一大産地であるパイル織物などの地域資源を連携させ、地域全体をブランドインディングすることにより観光客の増加を図り、地域経済の活性化を図る。</p> <p><重要業績評価指標 (KPI) ></p> <p>観光入込客数：2,509,213人 (H29.3) → 3,086,333人 (H34.3)</p>		

○地方への人の流れ

「生涯活躍のまち」構想の推進

事業名	大田原市生涯活躍のまち推進事業	交付予定額	3,310千円
地方公共団体名	栃木県大田原市 (おおたわらし)		
事業概要	<p>～すべての市民が生涯活躍できる仕組みを構築～</p> <p>医療福祉のまちづくりを実践する本市において、「医療・福祉・健康」を地域資源と捉え、ライフスタイルの多様化に応じた居住環境を整備し、地域福祉ネットワークを構築することで、すべての市民が生涯活躍できる仕組みを構築する。また、市内全体における地域包括ケアシステムの確立とともに、個別エリアごとに地域性を活かしたモデル事業を展開することにより、市民の健康増進、社会参加の促進のみならず、中高年齢層の移住者増加、国際医療福祉大学卒業生の雇用創出による転出の抑制等、人口ビジョンの将来展望の達成を目指す。</p> <p><重要業績評価指標 (KPI) ></p> <p>大田原市生涯活躍のまち事業エリアへの移住者数：0人 (H29.3) → 70人 (H32.3)</p>		

○働き方改革

事業名	交付予定額	7,664 千円
<p>富士市版働き方改革 ～市民総活躍社会の実現を図るユニバーサル就労推進事業～</p> <p>静岡県富士市（ふじし） ～働き方改革による市民総活躍社会の実現～ 企業のニーズに合わせ働きたくても働けないユニバーサル就労対象者に対し、個々の適性に合わせた就労支援を 実施するとともに、企業に対して業務の高効率化を図られる業務分解の手法を提案・提供し、求職者と企業とのマ ッチングの仕組みを構築することにより、新しい就労環境を整備する。加えて、就労者や企業に対する相談・支援 や、周知・啓発も実施することで、継続的な市民総活躍社会の実現と雇用確保及び生産性の向上を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ ユニバーサル就労実現者数：4人（H29.3） → 104人（H32.3）</p>		

○まちづくり

事業名	交付予定額	3,150 千円
<p>和東町茶業のリノベーション創造事業 京都府和東町（わづかちょう） ～茶業のリノベーションによる経済活性化～ 町公施設の一角を活用した「和東茶カフェ」を、一部の農家だけでなく町内全茶農家を巻き込んで総合商社化 し、消費者へ直接販売する仕組みを構築する。また、アンテナショップ機能を有した「お茶の駅 和東」を整備し、 これを拠点として商品開発や販路拡大支援、担い手農家の育成に取り組み、茶振興を軸としたまちづくりにより和 東茶のブランド力を向上させることで、地域経済活性化を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 和東茶カフェ売上高：26,314千円（H29.3） → 47,314千円（H32.3）</p>		

事業名 地方公共団体名	道の駅を中心とした広域地域経済循環システム(地域商社)の構築 奈良県大淀町(おおよどちょう)	交付予定額	5,133千円
事業概要	<p>～道の駅を核とした地域資源活用による交流人口拡大～</p> <p>道の駅を中心に、モノ、自然、文化歴史といった地域資源を集約して有機的につなげ、地域一体として人を招き入れる体制づくりに取り組むとともに、住民参加型の情報発信を行い、地域経済の活性化、交流人口の増加を促し、持続性のあるまちづくりを目指す。</p> <p><重要業績評価指標(KPI)> 観光入込客数：58万人(H26) → 70万人(H32.3)</p>		

地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円 (事業費ベース 1,800億円)

※道、汚水処理施設、港の公共事業 (30.2億円) を含む

事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定

「PDCAサイクル」
の確立

事業イメージ

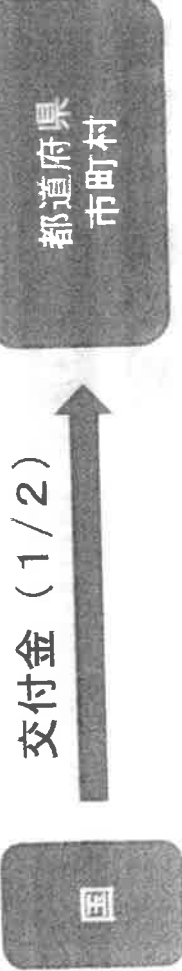
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関 (附帯設備を含む) の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等 (6次産業化施設等を含む) の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設 (既存施設の改修等を含む) の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備 (廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む)

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

地方創生拠点整備交付金の概要

予算額

900億円（事業費ベース：1,800億円）

※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

位置付け

地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助

対象事業

- 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等
- 関連するソフト事業と一体となって地方創生に高い効果を持つ先導的な施設が対象。
- 整備の対象となる施設については、その活用方策（KPIの設定とPDCAサイクルの整備が必要。）を明記した地域再生計画の策定・認定が必要。
- 地方創生推進交付金の採択事業に位置付けられた施設の場合は優先的な取扱い。

<想定される事例>

- ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

〔都道府県（国費）〕

7.5億円～12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度）

〔市町村（国費）〕

0.3億円～0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度）

※ 整備対象施設等を活用した事業について、高い先駆性等が見込まれる場合には、交付上限額の目安を越えて必要な経費を交付。

地方財政措置

地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当

【参考1】木材高度加工研究所研究・開発機能強化事業（秋田県）

（地方創生拠点整備交付金第1回募集採択 交付予定額：330,961千円）

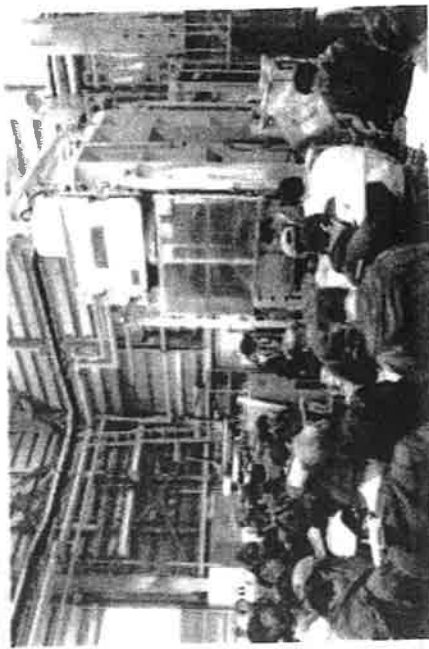
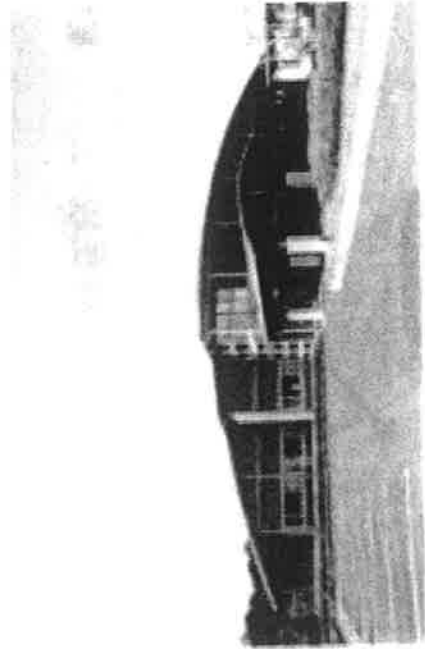
（取組の概要）

・ 秋田県立大学は、大学の付置機関として全国で唯一「木材」を冠する専門教育・研究機関である「木材高度加工研究所」があり、全国屈指の高度な木材産業の集積に貢献。

・ 地方創生拠点整備交付金を活用し、同研究所に、耐火試験棟を耐火試験炉と一体的に整備することにより、新たな木質部材や低投資型CLT等の実用化・商品化に向けた実証・製造を推進。

・ 併せて、木材高度加工研究所に併設されている（公財）秋田県木材加工推進機構が、リエゾン・オフィスとして、

- ①技術移転、
 - ②研究開発・技術開発等の情報収集・広報、
 - ③企業等に対する技術相談や訪問指導、
 - ④技術向上支援、
 - ⑤性能評価・試験の実施
- など、大学と民間との橋渡しや成果の社会への還元に取り組み、官民協働を実現。



＜写真＞

上段－秋田県立大学木材高度加工研究所

中段－同研究所でのCLT公開実験

下段－同研究所での開発技術の実用化事例（円筒LVL）

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

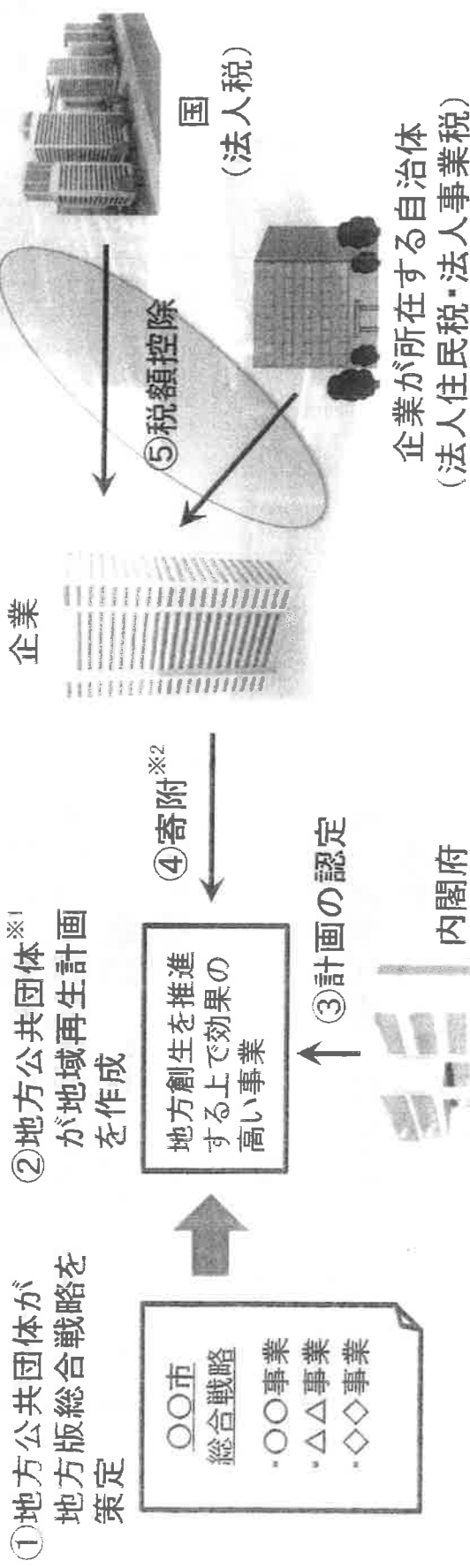
制度のポイント

- 志のある企業が地方創生を応援する税制
 - ⇒ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置
- 企業が寄附しやすいように
 - ・税負担軽減のインセンティブを2倍に
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減
2倍に



制度活用の流れ



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。
 ※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

都道府県別の認定状況 平成28年度第1回～平成29年度第2回の累計

	認定事業数(件)			総事業費 (千円)
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	2	19	21	3,249,938
青森県	5	6	11	517,553
岩手県	2	5	7	6,727,368
宮城県	0	10	10	4,415,221
秋田県	6	7	13	233,207
山形県	3	2	5	318,553
福島県	2	6	8	2,985,952
茨城県	0	9	9	533,140
栃木県	1	6	7	1,520,944
群馬県	3	9	12	1,826,369
埼玉県	0	6	6	1,048,794
千葉県	0	3	3	132,647
東京都	0	1	1	100,000
神奈川県	0	1	1	26,491
新潟県	1	12	13	3,785,943
富山県	1	3	4	396,242
石川県	3	11	14	739,617
福井県	1	5	6	654,000
山梨県	2	2	4	216,366
長野県	2	24	26	2,523,255
岐阜県	1	11	12	1,511,198
静岡県	0	9	9	1,640,744
愛知県	0	1	1	666,000
三重県	1	2	3	150,468

	認定事業数(件)			総事業費 (千円)
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	4	2	6	1,452,289
京都府	3	6	9	237,321
大阪府	2	5	7	31,893,236
兵庫県	2	16	18	1,770,497
奈良県	1	4	5	425,228
和歌山県	0	4	4	465,220
鳥取県	2	1	3	855,608
島根県	2	11	13	2,566,853
岡山県	2	18	20	3,111,163
広島県	2	6	8	730,510
山口県	2	5	7	9,036,901
徳島県	4	3	7	598,820
香川県	1	4	5	169,022
愛媛県	1	1	2	719,482
高知県	3	6	9	755,408
福岡県	2	9	11	2,163,725
佐賀県	1	7	8	5,029,728
長崎県	3	1	4	2,666,335
熊本県	0	3	3	114,660
大分県	1	4	5	1,473,830
宮崎県	2	2	4	272,012
鹿児島県	3	18	21	4,229,494
沖縄県	0	2	2	22,610
合計	79	308	387	106,679,962

【参考2】旧安川邸利活用事業（福岡県北九州市）

（地方創生拠点整備交付金第1回募集採択 交付予定額：165,000千円）

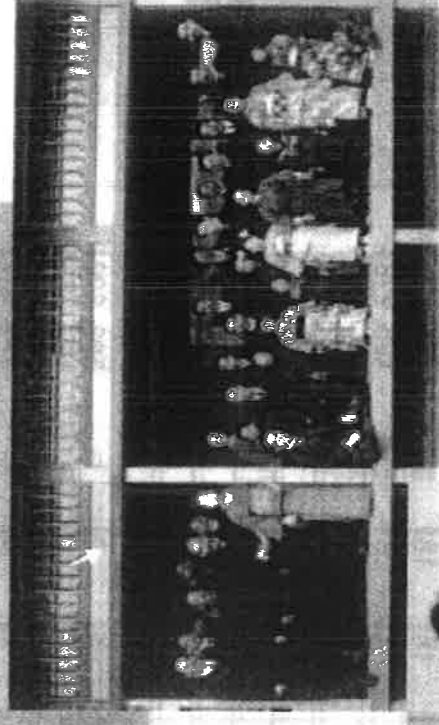
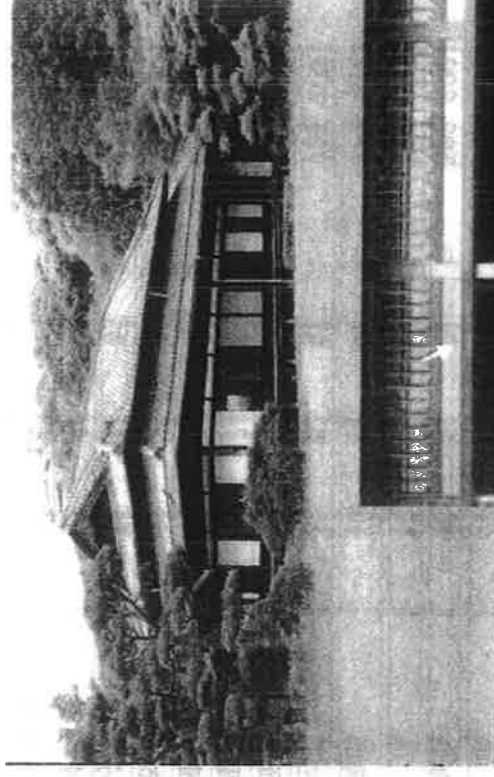
（取組の概要）

- ・ 安川電機の創業発起人、安川敬一郎（1849～1934）が住んだ旧安川邸を新たな観光拠点として整備（2019年度に一般開放予定）。
- ・ 中国の辛亥革命を指導した孫文も宿泊するなど由緒ある建物であるが、現在は空き家。2年前に「地域のために使いたい」と同社が市に相談。ものづくりの歴史を知る上で貴重な場所として活用決定。
- ・ 同社は市に土地約1万3500平方メートルを無償で貸し、**建物を無償譲渡**。市は約6億円かけて老朽化した建物を改修し、**飲食スペースやギャラリー等を整備**。公開後は年間3万～6万人の来場者を目指す。

（北橋市長）

「ギャラリーでは孫文と安川家の関わりも紹介し、観光客誘致に役立てたい。国内はもとより、中国人旅行者の集客にもつなげたい。」

（小笠原社長） 「北九州の発展に貢献したい。」



〈写真〉

上段－旧安川邸

中段－孫文（中央の中段）と安川家の記念写真

下段－小笠原社長と北橋市長

平成28年度に企業版ふるさと納税を活用した企業が寄附に至った理由

- 財政的に苦む縁のある自治体を応援することで住民に希望を与えたい
- 首長等のトップセールスを受けて事業の趣旨に賛同
- 企業の工場が立地する自治体に貢献したい
- かねてから自治体と関係が深く、事業の趣旨に賛同
- 震災前に企業の本社が所在していた自治体に貢献したい

【参考】企業版ふるさと納税による寄附の受入にあたり自治体が行った工夫

- ・首長等が企業に対してトップセールスを実施し事業をPR
- ・外部への営業に特化した担当部署を設け、県内に工場がある企業などに対して積極的に営業活動を実施
- ・県の東京・大阪事務所が中心となって創業者が県出身など県に縁のある企業に対して営業活動を展開
- ・自治体だけでなく、事業の協賛企業も中心となって県外の企業に対して寄附を呼びかけ

特徴的な寄附の事例①

(1) 首長のトップセールス等を受けての寄附

○北海道夕張市：コンパクトシティ化、地域資源エネルギー調査
⇒(株)ニトリホールディングス（本社：札幌市）が4年間で総額5億円の寄附を行う予定。

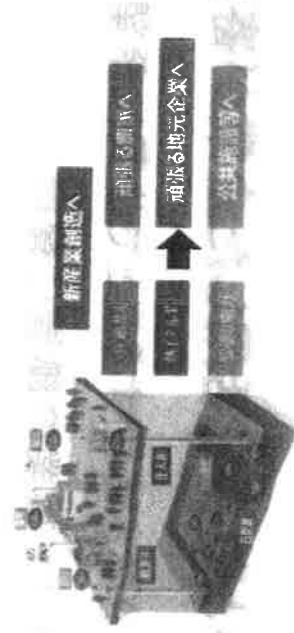
※似鳥会長が北海道への恩返しへの気持ちで、同市に桜の植樹を実施する等、以前から同市と繋がりがあったところ、鈴木夕張市長から直接事業の説明を受けて、寄附を決定。

○長崎県：奨学金返還支援ほか2事業

⇒外部への営業に特化した担当部署を設け、県内に工場がある企業などに対して積極的に営業活動を実施したところ、H28年度に3,280万円（計33件）の寄附を受領。



夕張市：複合型拠点施設の外觀イメージ



夕張市：メタンガス(CBM)活用イメージ



長崎県：寄附協力企業の地方拠点オフィス

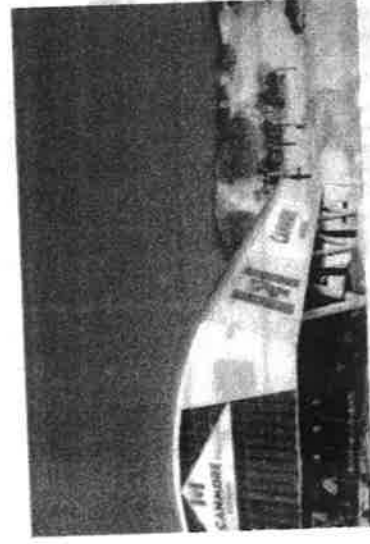
特徴的な寄附の事例②

(2) 自社事業に関連が深い事業への寄附

○北海道東川町：スノーボード国際大会開催
⇒町内にも出店している、アウトドアメーカーの(株)モンベルが平成28年度に約1,000万円を寄附。

※以前からモンベルの「フレンドリーエリア」としてお付き合いがあったところ、事業目的が明確ではっきりしており、寄附したお金の使い途が決まっているので、協力しやすいとの考え。

○秋田県：世界遺産白神山地の保全
⇒白神山地の水や秋田県産の原料を使用した化粧品等を生産している(株)アルビオ
ンが平成28年度に335万円を寄附。



東川町：キャンモアスキービレッジ



秋田県：白神山地のブナ林

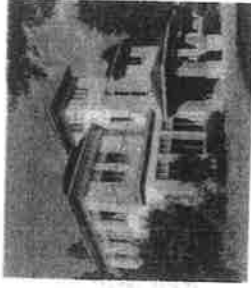


秋田県：自然体験ツアーの様子

特徴的な寄附の事例③

(3) 工場・子会社等の立地団体への寄附

- 静岡県小山町：産業遺産である施設の修繕・再整備
⇒町内に工場が所在している(株)リンガーハットが3年間で総額5,000万円の寄附を行う予定。



西洋館



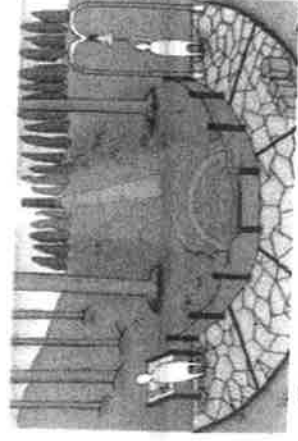
豊門会館

(4) 創業地・出身地への寄附

- 石川県小松市：産業遺産である遊泉寺銅山跡の周辺整備
⇒(株)小松製作所（創業者が同銅山を経営）が3年間で総額9,000万円の寄附を行う予定。



現存する遺構「真吹炉」



再整備後の「巨大煙突」(イメージ)

地方創生推進交付金について



平成29年11月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)

◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆「1億人の夢」
・国民の希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の
是り

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版) (~2019年度)

基本目標(成果指標、2020年)

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

- ① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
 - ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
 - ◆女性の就業率 2020年までに77%
71.6%(2015年)

② 地方への新しいひととの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増
- 現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考ええる人の割合40%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%・53.1%(2015年)
- ◆結婚希望実績指標 80%
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
- 93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村(2016年)
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全額に充当する当該施設数に対して、都市圏臨海圏域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導圏域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.6%(2015年度)
- (地方中核都市圏) 81.7%
- (地方都市圏) 79.1%(2015年度)
- (地方都市圏) 38.7%(2015年度)
- ◆地域公共交通連携実施計画認定施設 100件
13件(2016年9月末時点)

※平成26年12月27日閣議決定 平成28年12月22日改訂

主な施策

- ①生産性の高い活力に込められた地域経済実現に向けた総合的取組
 - ・地域の対中開放化(ローカル・イノベーション)、地域の活力のアンダー化(ローカル・ブランドイノベーション)、地域の成長の高度化(ローカル・サービスの生産性向上)
 - ・事業成長の促進のための税制上の知見をM&Aに活用する実証的取組
 - ・地域経済を牽引する地域企業を支援するため、法的枠組みを拡大し、新たな税制・補助制度、金融、民間組織など、様々な政策手段を組み合わせて、集中的に支援
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
 - ・日本版DMO(観光振興法人)を観光振興の効率的運用による優良事例の模範開示等の実施。
 - ・DMOの定型的な財政制度の検討
 - ・観光インフラの整備
 - ・観光インフラの整備
 - ・観光インフラの整備
- ③農林水産業の成長産業化
 - ・農林水産業・地域の有力製造業との連携による生産性向上
 - ・農林水産業・地域の有力製造業との連携による生産性向上
 - ・農林水産業・地域の有力製造業との連携による生産性向上
- ④地方への人材還元、地方での人材育成、雇用対策
 - ・地方への人材還元、地方での人材育成、雇用対策
 - ・地方への人材還元、地方での人材育成、雇用対策
 - ・地方への人材還元、地方での人材育成、雇用対策

- ①政府関係機関の地方移転
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・政府関係機関の地方移転
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
 - ・企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
 - ・企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
 - ・企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
 - ・地方移住の推進
 - ・地方移住の推進
 - ・地方移住の推進
- ④地方大学の活性化
 - ・地方大学の活性化
 - ・地方大学の活性化
 - ・地方大学の活性化
- ⑤地方創生インテグレーションの推進
 - ・地方創生インテグレーションの推進
 - ・地方創生インテグレーションの推進
 - ・地方創生インテグレーションの推進

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
- ③出産・子育て支援
- ④地域の事情に即した「働き方改革」の推進
- ⑤地方創生インテグレーションの推進

- ①まちづくり・地域連携
 - ・まちづくり・地域連携
 - ・まちづくり・地域連携
 - ・まちづくり・地域連携
- ②小さな拠点の形成(暮らし生活圏の維持)
- ③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- ④ふるさとづくりの推進
- ⑤災害対策の強化
- ⑥環境効果力への期待

三基施策とKPI

- 農林水産業の成長産業化
 - ・6次産業化市場10兆円(5.1兆円(2014年度))
 - ・農林水産物産出額1兆円(74億円(2015年))
- 観光業を強化する地域における連携体制の構築
 - ・訪日外国人旅行消費額8兆円(3兆177億円(2015年))
 - ・3年間で2,000社支援
 - ・ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高(5年間で10億円の増)
 - ・雇用創出5万人(2016年度)
- 地方移住の推進
 - ・年間移住者数11,000件
 - ・年間移住者数11,000件
 - ・年間移住者数11,000件
- 企業の地方拠点機能強化
 - ・拠点強化件数7,500件増加
 - ・雇用者数4万人増加
 - ・拠点強化件数7,500件増加
 - ・雇用者数4万人増加
 - ・拠点強化件数7,500件増加
 - ・雇用者数4万人増加
- 地方大学活性化
 - ・自道府県大学進学率割合平均38%
 - ・自道府県大学進学率割合平均38%
 - ・自道府県大学進学率割合平均38%
- 若い世代の経済的安定
 - ・若者の就業率79%に向上(76.1%(2015年))
 - ・若者の就業率79%に向上(76.1%(2015年))
 - ・若者の就業率79%に向上(76.1%(2015年))
- 妊娠・出産・子育てでの切れ目ない支援
 - ・支援二一高(妊娠・出産・子育て)への支援実施100%
 - ・支援二一高(妊娠・出産・子育て)への支援実施100%
 - ・支援二一高(妊娠・出産・子育て)への支援実施100%
- 働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
 - ・男性の育児休業取得率13%(6.6%(2015年))
 - ・男性の育児休業取得率13%(6.6%(2015年))
 - ・男性の育児休業取得率13%(6.6%(2015年))
- 「小さな拠点」の形成
 - ・722か所(2016年度)
 - ・722か所(2016年度)
 - ・722か所(2016年度)
- 住民の活動組織(地域運営組織)形成数
 - ・3,000団体(1,680団体(2015年度))
 - ・3,000団体(1,680団体(2015年度))
 - ・3,000団体(1,680団体(2015年度))
- 「連携中核都市圏」の形成
 - ・連携中核都市圏の形成数30圏域
 - ・連携中核都市圏の形成数30圏域
 - ・連携中核都市圏の形成数30圏域
- 既存ストックのマネジメント強化
 - ・中古・リノベーション市場規模20兆円
 - ・中古・リノベーション市場規模20兆円
 - ・中古・リノベーション市場規模20兆円

長期ビジョン

◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆「1億人の夢」
・国民の希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の
是り

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5~2%程度維
持
(人口安定化、生産性向
上を実現した場合)

地方への支援（地方創生版・三本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」29年度:1,000億円(事業費ベース:2,000億円)

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」28年度:900億円(事業費ベース:1,800億円)

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（29年度:1.0兆円）

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づき各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づき自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

26年度補正 3,275億円

27年度 7,225億円

27年度補正 2,188億円

28年度 6,579億円

28年度補正 1,746億円

29年度 6,536億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

27年度地方財政計画 1.0兆円

28年度地方財政計画 1.0兆円

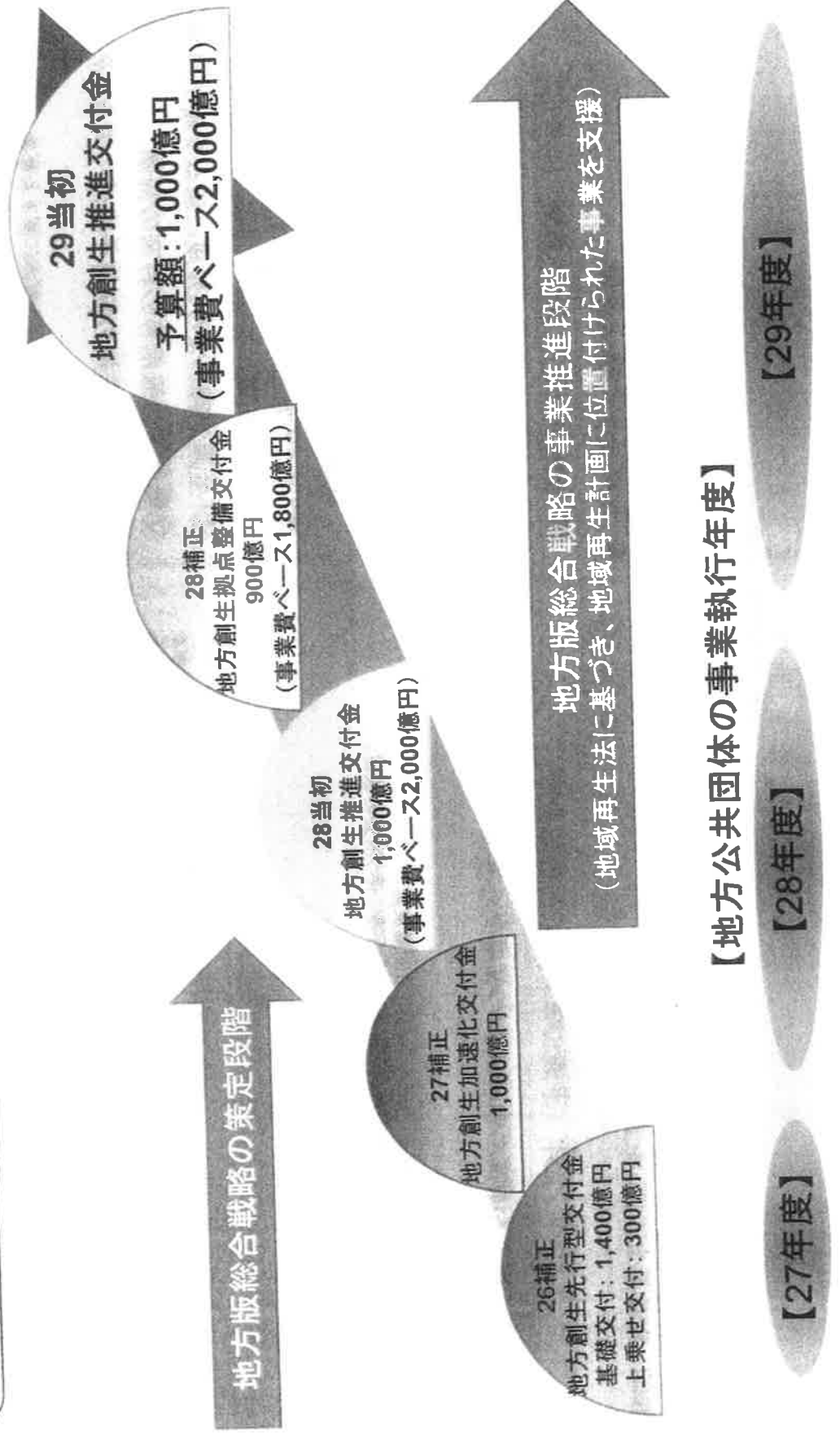
29年度地方財政計画 1.0兆円

○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円）を計上。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地域再生制度の概要

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生基本方針 (平成17年4月22日閣議決定)

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。

※地域再生基本方針の一部改正(平成29年8月1日閣議決定)
地域未来投資促進法(企業立地促進法改正法)の施行等に伴う所要の改正。

○ 地域再生計画

(基本) 地域再生基本方針に

基づき

地域再生の実現に相当

投資額を

「国庫からの確実な実施の

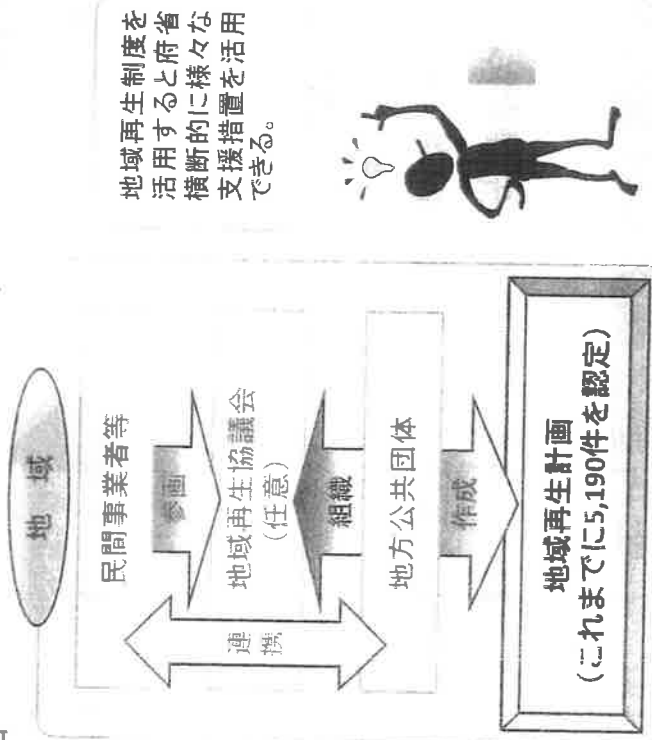
見込み

計画申請は年3回
申請から3月以内に認定

認定

支援

国



主な支援措置×メニュー

◆ 「地域再生計画」と運動

■ 「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

(その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

■ それ以外の運動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業
- ・ 農山漁村振興交付金
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業
- 厚生労働省 —
- 農林水産省 —
- 国土交通省 —

都道府県別の地域再生計画の認定件数

北海道	296	岐阜県	128	佐賀県	88
青森県	106	静岡県	121	長崎県	77
岩手県	130	愛知県	146	熊本県	157
宮城県	86	三重県	98	大分県	97
秋田県	102	滋賀県	78	宮崎県	99
山形県	97	京都府	89	鹿児島県	135
福島県	120	大阪府	88	沖縄県	45
茨城県	135	兵庫県	154	その他	53
栃木県	132	奈良県	93	合計	5,190
群馬県	119	和歌山県	86		
埼玉県	112	鳥取県	60		
千葉県	102	島根県	98		
東京都	38	岡山県	163		
神奈川県	68	広島県	91		
	118	山口県	72		
新潟県	71	徳島県	81		
富山県	100	香川県	48		
石川県	91	愛媛県	98		
福井県	85	高知県	135		
山梨県	250	福岡県	154		
長野県					

※第1回認定(平成17年6月17日)～
 第45回認定(平成29年11月7日)
 までの延べ認定件数

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

〔※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。〕

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、

結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

・ 総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの

・ ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、汚水処理施設、港の整備

・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの

・ 継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる「先導的」な事業について

○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・ 既存事業の隘路を突見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用品」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

・ 総合戦略を策定した都道府県、市区町村(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業

・ KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・ 寄附額の下限は10万円
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

・ 寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- ・ 法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得税割額の20%が上限)
- ・ 法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ・ 法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

30年度概算要求額 1,070億円【うち優先課題推進枠170億円】

(29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づき、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定

「PDCA
サイクル」
の確立

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランドディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組
- ・ 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために
行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ

交付金 (1/2)

都道府県
市町村

(1/2)の地方負担については、地方財政措置を講じます)

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

地方創生推進交付金(平成29年度)の運用弾力化について

(1)新規申請事業数

	28年度第1回	28年度第2回	29年度
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携:1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携:2事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携:1事業)	最大4事業 (うち広域連携:1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携:1事業)

(2) 交付上限額

	28年度	29年度(※1)
都道府県	[先 駆]国費:2億円 [横展開]国費:0.5億円	[先 駆]国費:3億円 [横展開]国費:0.75億円
市区町村	[先 駆]国費:1億円 [横展開]国費:0.25億円	[先 駆]国費:2億円 [横展開]国費:0.5億円

(※1)地方の平均所得の向上等の観点から高い効果が見込まれる事業は、交付上限額を超えた交付が可能

(3)ハード事業割合

	28年度第1回	28年度第2回	29年度(※2)
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満	複数年計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満

(※2)ハード事業割合が1/2以上の事業については、地方の平均所得の向上や費用対効果等の観点から高い効果が、評定委員により認定されることが必要。

※2のハード事業割合が1/2以上の事業については、地方の平均所得の向上や費用対効果等の観点から高い効果が、評定委員により認定されることが必要。

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

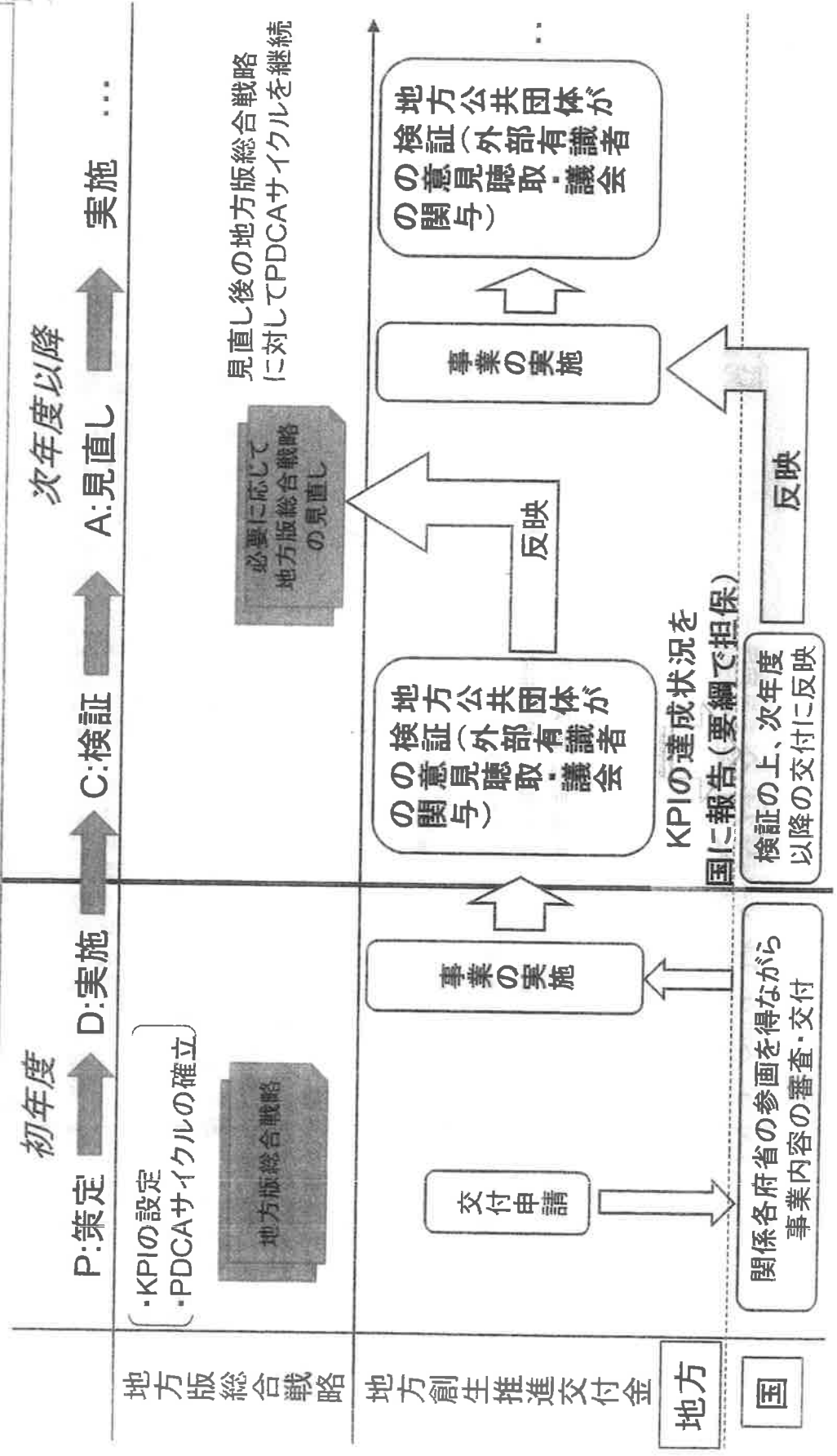
一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（口に掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県分		市区町村等分		合計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	13	809,557	142	3,034,799	155	3,844,356
青森県	9	503,280	22	460,253	31	963,533
岩手県	7	430,348	34	511,024	41	941,372
宮城県	4	855,709	32	837,922	36	1,693,631
秋田県	12	765,739	24	380,142	36	1,145,881
山形県	5	1,105,310	28	862,211	33	1,967,521
福島県	9	1,088,032	39	722,471	48	1,810,503
茨城県	11	770,441	44	722,209	55	1,492,650
栃木県	8	602,675	38	470,195	46	1,072,870
群馬県	7	759,118	25	351,319	32	1,110,437
埼玉県	5	133,374	37	753,897	42	887,271
千葉県	7	139,665	49	996,877	56	1,136,542
東京都	2	105,276	28	405,843	30	511,119
神奈川県	9	344,990	25	634,771	34	979,761
新潟県	9	1,462,537	37	1,593,333	46	3,055,870
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,968	25	2,112,652
福井県	7	680,679	23	472,518	30	1,153,197
山梨県	6	256,797	19	264,067	25	520,864
長野県	7	385,499	89	1,822,713	96	2,208,212
岐阜県	14	1,127,707	47	1,050,150	61	2,177,857
静岡県	9	683,444	45	919,573	54	1,603,017
愛知県	9	637,417	59	840,140	68	1,477,557
三 重 県	8	610,227	27	479,596	35	1,089,823
滋賀県	9	656,833	23	545,332	32	1,202,165
京都府	13	2,529,285	31	2,075,903	44	4,605,188
大阪府	6	342,508	44	1,207,512	50	1,550,020
兵庫県	14	1,884,313	56	1,354,896	70	3,239,209
奈良県	8	550,550	45	630,237	53	1,180,787
和歌山県	8	400,964	29	741,687	37	1,142,651
鳥取県	10	1,130,586	20	522,921	30	1,653,507
島根県	6	1,087,799	18	362,893	24	1,450,692
岡山県	8	633,763	45	1,618,533	53	2,252,296
広島県	7	611,239	29	651,737	36	1,262,976
山口県	10	1,090,535	19	748,175	29	1,838,710
徳島県	6	1,278,624	24	637,997	30	1,916,621
香川県	9	555,978	16	132,095	25	688,073
愛媛県	8	839,694	26	857,916	34	1,697,610
高知県	10	1,157,236	33	850,577	43	2,007,813
福岡県	7	1,644,757	37	1,649,028	44	3,293,785
佐賀県	6	315,496	13	410,625	19	726,121
長崎県	10	1,691,437	14	1,076,592	24	2,768,029
熊本県	10	521,833	40	818,282	50	1,340,115
大分県	9	525,881	31	557,108	40	1,082,989
宮崎県	9	500,702	16	345,356	25	846,058
鹿児島県	9	731,556	39	701,558	48	1,433,114
沖縄県	5	266,946	8	108,953	13	375,899
合計	387	37,651,855	1,618	38,869,388	2,005	76,521,243